

平成29年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	6	水	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・行政報告</li> <li>・決算特別委員会報告，採決</li> <li>・議案上程</li> <li>・一部議案審議</li> <li>・陳情</li> </ul>		
	7	木	休 会			
	8	金	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4人）</li> </ul>		
	9	土	休 会			
	10	日	休 会			
	11	月	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括質疑</li> <li>常任委員会</li> </ul>		
	12	火	常任委員会			
	13	水	休 会			
	14	木	休 会			
	15	金	休 会			
	16	土	休 会			
	17	日	休 会			
	18	月	休 会			
	19	火	休 会			
	20	水	休 会			
	21	木	休 会			
	22	金	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	23	土	休 会			
	24	日	休 会			
	25	月	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	26	火	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員長報告、採決</li> <li>・ 議案審議</li> <li>・ 所管事務調査報告</li> <li>・ 議員派遣の件</li> <li>・ 継続審査、調査</li> <li>・ 閉会</li> </ul>		

平成29年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成29年12月 6日

閉会 平成29年12月26日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案79	平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について	29.9.27	29.12.6	認定	決算特別
80	平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算特別
82	平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算特別
81	平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
83	平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
92	さつま町固定資産評価員の選任について	29.12.6	〃	同意	—
88	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	29.12.26	原案可決	総務厚生
89	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃	原案可決	2委員会
90	平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
91	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
93	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	29.12.26	〃	原案可決	—
94	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
95	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第5号)	〃	〃	原案可決	—
96	平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	報告済	
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	

平成29年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月6日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	11
議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号） （提案理由説明）	
議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （提案理由説明）	11
議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） （提案理由説明）	11
議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	12
陳情について （委員会付託）	13

散 会 .....	1 3
○12月8日(第2日)	
一般質問表 .....	1 5
会議を開催した年月日及び場所 .....	1 7
出欠席議員氏名 .....	1 7
出席事務局職員 .....	1 7
出席説明員氏名 .....	1 7
本日の会議に付した事件 .....	1 8
開 議 .....	1 9
一 般 質 問 .....	1 9
川口 憲男 .....	1 9
公有財産の管理状況について	
米の経営所得安定対策について	
上圀 一行議員 .....	2 7
少子化対策について	
人口減対策について	
柏木 幸平議員 .....	3 2
若者の定住について	
教員の勤務実態について	
岩元 涼一議員 .....	4 0
米政策について	
給食費の助成について	
避難所の指定について	
散 会 .....	5 2
○12月11日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所 .....	5 3
出欠席議員氏名 .....	5 3
出席事務局職員 .....	5 3
出席説明員氏名 .....	5 3
本日の会議に付した事件 .....	5 4
議案付託表 .....	5 5
開 議 .....	5 6
議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第4号) .....	5 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	
.....	6 3
(総括質疑・委員会付託)	

議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) …	63
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 ……………	63
○12月26日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……………	65
出欠席議員氏名 ……………	65
出席事務局職員 ……………	65
出席説明員氏名 ……………	65
本日の会議に付した事件 ……………	66
開 議 ……………	67
議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ……	67
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第4号) ……………	67
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	
……………	67
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) …	67
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について ……………	73
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第94号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について ……………	73
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第95号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第5号) ……………	73
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算(第3号) ……………	73
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
所管事務調査報告の件 ……………	77
(委員長報告・質疑)	
議員派遣の件 ……………	82
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について ……………	82
(決定)	
閉 会 ……………	83

平成29年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成29年12月6日



平成29年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年12月6日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	税 務 課 長	丸 田 忠 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水道課長	三 角 芳 文 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
監査委員事務局長	櫛 山 扶美子 君	農業委員会会長	池 山 準 一 君
農業委員会事務局長	岩 下 純 一 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第10 議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について
- 第15 陳情について

△開 会 午前 9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第4回さつま町議会定例会を開会します。

---

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、舟倉武則議員及び8番、岩元涼一議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月26日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月26日までの21日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。一般的なことについては印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

9月29日、第3回定例会本会議において設置された8人の委員で構成する決算特別委員会については、同日正副委員長の互選が行われ、委員長に宮之脇尚美議員、副委員長に上久保澄雄議員が選任されたことを報告します。

次に、11月22日に「地方創生の実現をめざして」をメインテーマに、第61回町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールにおいて開催されました。

大会宣言として、今こそ国と地方が一体となって、災害の本格的な復旧・復興への取り組みを加速させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

現在、町村では、創意工夫を生かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等に基づいて、住民等と一体となって本格的な「事業展開」に取り組んでいるところであり、地方創生をさらに深化させるために、その流れを加速させなければならない。

今回の町村議会議長会全国大会の開催を機に地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動していくことの宣言がなされました。また、4件の特別決議を行い、26件の全体要望及び9件の地区要望を採択し、関係省庁等への提出が全会一致で承認されました。

大会終了後、本県の町村議会議長会では、役員及び代表者が3班に分かれ、鹿児島県選出の衆参両国会議員に対し、全国大会で決議・採択された項目に基づく要望活動を行いました。

次に、監査委員から例月出納検査及び平成29年度学校備品監査の結果報告並びに教育委員会から平成28年度教育委員活動及び事務事業自己点検評価結果報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしております。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### △日程第4「行政報告」

##### ○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

##### ○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしておりますが、この中で11月7日の企業立地懇話会、11月28日の北薩空港幹線道路整備促進期成会、ほか中央要望について、補足して御報告を申し上げます。

まず11月7日に、大阪市で開催をされました鹿児島県企業立地懇話会についてでございます。この会は鹿児島県企業誘致推進協議会の主催で、関西地区と関東地区の企業を対象に、東京と大阪で隔年ごとに毎年1回開催されているものでございますが、今回は関西地区、東海地区の企業97社127人の出席のもとに開催をされました。

三反園知事も出席をされまして、交流会におきましては参加市町村によります代表PRもございまして、私もさつま町の豊かな自然と豊富な農畜産物、温泉、充実した企業立地環境など、本町の魅力を出席されました多くの企業の皆さん方に伝えます絶好の機会であったと考えております。

会場には、本町の企業団地、工業団地や企業立地醸成制度等のPRブースも設けまして、出店をいたしました。参加されました皆さんと積極的に名刺交換も行ったところでございまして、いろいろと情報交換をする機会となりました。

企業誘致活動につきましては、ほかの市町村も積極的に行われている中でございますが、本町でも引き続き情報収集に努めまして、あらゆる機会を通じてトップセールスなどを行いながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、11月28日の北薩空港幹線道路整備促進期成会ほか中央要望についてでございます。

4市2町で組織をしております北薩空港幹線道路整備促進期成会と、3市1町で組織をいたしております国道328号整備促進期成会、いずれも会長という立場から要望活動を行ってまいったところでございます。

北薩横断道路の整備につきましては、鹿児島空港から北薩空港道路、野坂インターチェンジの間の分と、広瀬道路から泊野道路区間、これらがまだミッシングリンクということでございますので、これらの早期着手についてお願いを申し上げたところでございます。

また国道328号につきましては、南九州西回り自動車道へのアクセス道路としましてのバイパス建設ということで、鹿児島市の郡山町から県道の小山田谷山線の国道3号交差点と結ぶ線の建設についての要望を主にいたしております。もちろんこの船木から町頭に至る4車線の関係についても、要望の中に入っているところでございます。

そのほか、全般的な要望事項としましては、道路関係予算の総額を何とか増やしてほしいということをお願いをいたしておりますし、本年度で道路整備に係ります国の財政援助の特別措置と

というのが、いわゆる補助率のかさ上げの制度があるわけでありまして、本年度で期限が切れるということですので、これにつきましては、引き続き道路の整備を促進するために30年度以降も継続していただくように、国交省あるいはこの財務省の関係の部署に強く要望を行ってきたところでございます。

そのほか、県の出身の衆参国会議員に対しましても、それぞれ要望を行ってまいったところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

#### ○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第8「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」、日程第9「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

#### ○議長（平八重光輝議員）

日程第5「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第9「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で、決算書にあわせて提出のありました証拠類に誤りがあり、執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。お手元に配布された正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

[宮之脇尚美議員登壇]

#### ○決算特別委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは決算特別委員会に付託されました「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月29日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私宮之脇尚美が、副委員長に上久保澄雄委員が選任されました。審査は10月3日から6日までの4日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については、既に監査委員が例月出納検査等を初め、専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところでございます。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案5件のうち、議案第79号、議案第80号及び議案第82号については、認定すべきもの。議案第81号及び議案第83号については、原案可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。初めに消防本部の関係では、定数に満たない非常備消防団の現状とその対策についていただきましたところ、現在、22分団のうち14分団において定数に満たない状況にある。定数より3人減の分団が、川原分団、久富木分団及び平川分団の3分団。2人減の分団が、虎居分団、泊野分団、柏原分団及び紫尾分団の4分団で、残りの7分団は1人の減となっている。どの分団においても定数確保が厳しい状況にあることから、今後は定数の見直しとあわせ、分団の再編も含めて検討したいとのことでもあります。

また各家庭が設置している住宅用火災警報器の中で、更新時期を迎えている警報機の更新対策等についていただきましたところ、消防本部だけでは各家庭への周知等は困難なことから、消防団幹部会議等でも現状をお知らせしながら、消防団、各公民館長などへの協力依頼を含め、対応していきたいとのことでもあります。

次に、教育総務課の関係では、小学校の第2次再編の経過についていただきましたところ、鶴田小学校と流水小学校の再編については、鶴田小校区で3回、流水小校区で2回の説明会を行ったところである。薩摩地区の3校区については、現在1回目の説明会を開いた状況であり、3校一緒に歩調を合わせてといった意見を踏まえながら、今後も説明会を計画していきたいとのことでもあります。

次に、学校教育課の関係では、不登校の児童・生徒が年々増加の傾向にあることから、不登校の児童・生徒数とその対策についていただきましたところ、平成28年度の不登校児童・生徒数は29人で、小学生が5人、中学生が22人で、中学生が多い状況にある。学校においては、学校担任等が中心となり、保護者、児童・生徒との教育相談を行っている。町としても教育相談員を1人、スクールソーシャルワーカー2人を配置し、家庭に出向いての相談及び関係機関との連携をとりながらの対策を行っている。また近年は福祉課とも連携を図り、家庭環境の改善等にもつなげるように取り組みを進めているとのことでもあります。

次に、社会教育課の関係では、佐志地区公民館が平成29年度から指定管理施設となっているが、山崎地区公民館の協議状況についていただきましたところ、山崎地区公民館においても佐志地区同様、協議を進めてきたが、平成28年度中に理解が得られず、平成29年度早々話し合いの場を設けて協議を行っている状況にある。方向性としては、山崎区が単独で指定管理を引き受けていただくことで内諾を得ていることから、平成30年度から山崎地区公民館を廃止し、新たに山崎交流館として指定管理施設とする方向で進めているとのことでもあります。

次に、総務課の関係では、近年、時間外勤務による労働時間の超過が問題となっていることから、平成28年度において、時間外の最も多い職員の時間数と、1人当たりの時間外勤務の設定についていただきましたところ、土日等の職務については代休措置により時間外勤務を減らす取り組みを行っているが、職員数が減少する中で、時間外勤務が増えている状況にあり、時間外勤務の多い職員で年間250時間を超えている職員が二、三人いるところである。働き方改革等の中で、月の超過勤務時間を80時間、100時間以内という設定があるが、業務の期間が2カ月、3カ月に集中する場合は抵触する可能性があるかと捉えており、今後、検討を要する課題になると考えているとのことでもあります。

この回答を受けて、長時間の超過勤務をせざるを得ない時期が2カ月、3カ月後の期間であつ

ても、長時間労働が精神的、肉体的にも苦痛を感じる場合もあることから、健康管理への配慮に対する取り組みを要請しました。

次に、子ども支援課の関係では、町長マニフェストにおいて、子育て支援に対する施策が手厚く講じられている中で、平成28年度中に移住・定住希望者からの問い合わせ等がなかったものかただしましたところ、企業誘致対策室を通じての問い合わせはあったが、具体的に追跡調査までは行っていないところである。今後、移住・定住に対する連携は非常に大事であると捉えていることから、企業誘致対策室で作成しているパンフレット等に子育て支援策を十分盛り込んだ内容に見直していく必要があると考えているとのことであります。

次に、保健福祉課の関係で、二次救急医療の医師確保対策事業において、現役の大学生とのグリーンツーリズムを通じた交流を行っていることから、地域医療に対する考え方について意見交換を行っていないのかただしましたところ、大学の研修の一環として来ていただいております。町内出身の学生も参加されていることから、地域医療に対する関心を一人でも多く持っていただきたいと考えており、町長も同席しての意見交換も行っているとのことであります。

この回答を受けて、地域医療に対する医師不足への解決策として取り組んでいる事業であることから、さらに医師を目指す若い学生とのつながりに取り組むよう要請しました。

次に、町民環境課の関係で、ごみの分別カレンダーを各家庭に配布しているが、資源ごみとしてのリサイクル化など、その効果についてただしましたところ、分別カレンダーによる資源ごみの意識づけとして、町民の方には浸透してきていると捉えているが、全国的にごみ処理に対する意識も高まりつつあることから、今後、取り組む生ごみの分別とあわせて、資源ごみの分別が、より一層浸透し、相乗効果の出ることを期待したいとのことであります。

次に、財産管理課の財産処分の関係で、平成28年度中に土地2筆と公用車2台が売り払い処分されていることから、維持管理経費のみ必要となっている未利用地について、民間活力による有効活用を図る観点から、総合的な検討はなされなかったものかただしましたところ、活用のない財産については、処分の方向で検討しているが、建物については解体を含めた処分費用を検討する必要がある。また、建物のある土地については、公共施設等総合管理計画の中で処分を含め、積極的に検討していきたいとのことであります。

次に、税務課の関係では近年、特に増えている空き家への課税と徴収状況についてただしましたところ、建物自体が課税の対象となる物件であれば、所有者に対して課税を行い、死亡等の場合で相続人が不明な場合は調査を行い、該当者が町外居住者であっても課税徴収に取り組んでいるとのことであります。

次に、農政課の関係では監査意見書に記載してある、子牛せり市への県外購買者が減少している要因についてただしましたところ、青森から沖縄までそれぞれの都府県から購買者があるが、平成28年度においては、主幹種雄牛の「安福久」が死亡し、精液の備蓄等が少なくなったことから、せり市に上場される子牛が少なくなったことが主な要因と捉えている。特に県外の購買者は、「安福久」の雌子牛を目当てに購買に来られて、高値で取り引きされていたことから、逆に町外流出を防ぐ目的で、地元での自家保留が多くなっている状況でもあるとのことであります。また、公設市場で取り引きされる個人商店のうち、特に魚部門が激減していることから、その対策についてただしましたところ、魚部門については、6人の組合員による協同組合で運営されているが、経営は相当厳しい状況にある。今後の経営に対しては、指導・助言できる部分と、自らの経営体質改善等を含め、現在、鋭意検討を進めているとのことであります。

次に、担い手育成支援室の農地中間管理事業の関係で、未相続の農地が多いことで事業の対象にならない地域があるものかただしましたところ、現在、相続手続の簡素化及び規制緩和の方向

で、農林水産省が動き出したという情報が入っている。町内においても未相続の農地が非常に多く、現時点において、農地中間管理事業は契約が成立しないと先に進めないことから、要件をクリアするのが困難な状況である。地域ごとに区画整理が済んでいる地区を予定しているが、具体的に候補地を示せないところであるとのことであります。この回答を受けて、国の動向を見ながらの事業への取り組みになると思われるが、農地等の相続登記に対する啓発について、行政サイドの取り組みを検討するよう要請しました。

次に、耕地林業課の町有林整備事業の関係で、再生林と鹿の被害対策として柵の設置が行われていることから、その効果についていただきましたところ、台風による被害木の整理に伴い、3地区の再生林を行っているが、高さ約1メートル50センチの網のネットで、延長が4,347メートルの柵を設置したが、現時点で鹿の食害にあった形跡は確認されていないとのことであります。

次に、商工観光課の新規創業者への創業支援事業の効果についていただきましたところ、新規参入者の創業支援については当初、45歳未満の年齢でスタートしたが、平成28年度からは対象年齢を65歳未満まで引き上げ、門戸を広げたところ、10人が起業されたところである。これまで起業された方々から提出された収支報告書の内容によると、一部では経営が難しいと捉えており、商工会と連携しながら経営改善の指導・助言を行っているとのことであります。

次に、企業誘致対策室との関係では、職員による空き家調査が行われていることから、持ち主への空き家バンク登録の啓発状況についていただきましたところ、今回の職員による調査については、住めそうな空き家であるかの調査を行い、企業誘致対策室において実際の状況を調べることにしているが、現時点では役場周辺と移住・定住の希望のあった紫尾地区の調査を行ったところである。最終的には調査を行った全ての空き家について、居住できる空き家であるかを判断し、空き家の管理者に相談しながら登録の有無まで行う予定であるとのことであります。

次に、建設課の関係では、住宅使用料の収入未済に対する徴収対策についていただきましたところ、決算の時点で、滞納者の最高額は70万5,000円を超え、法的手続により退去された方である。収入がなく、生活保護を受けているが、保護費から一部を分納でおさめている状況である。またそのほかにも5人の退去者がおり、合計で約200万円が未納となっている。いずれも分納により毎年返済されているが、収入が少ないことから、一挙には返済できない状況であるとのことであります。対応策としては、現在3カ月の滞納があった場合には、直接訪問して徴収を行うようにしており、今後も長期滞納につながらないように対策を講じていきたいとのことであります。

次に、企画財政課の関係では、監査意見書にも指摘されている修繕料等の不用額の主な要因についていただきましたところ、修繕料等については3月末まで減額補正できない施設等もあることから、最終的に執行残となったところである。現時点で財政サイドから額を定めて、減額補正をするような指示は行っていないことから、主管課の判断で補正措置を行うようにしているが、精査を行い、最終補正で対応していく必要があると考えているとのことであります。

次に、高齢者支援課の介護保険事業特別会計の関係であります。家族介護支援事業の関係で、施設入所を希望されても施設に空きがなく、自宅で待機されている方が多いことから、家族介護に対する支援策についていただきましたところ、家族介護用品支給事業においては、要介護4以上の認定者に対し、半月以上、自宅で介護している場合を対象として、月額5,000円の介護用品の購入券を交付している。近隣の市町においても、おおむね年間、年額6万円程度と捉えていることから、現時点では本事業を継続して取り組んでいきたいとのことであります。

次は、「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案

第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

水道事業では、老朽管による漏水多発地区の有収率を上げるために、水道管布設替えの改良工事が進められていることから、町内の老朽管率についてただしましたところ、水道事業では、布設後40年を経過した水道管を老朽管と位置づけているが、管路の延長400キロメートルのうち、8%に当たる約32キロが老朽管となっている。町道等の改良事業にあわせながら、水道管の布設替えを行っているが、それ以外の明らかに漏水の多発する地区及び水圧の高い地区等にあつては、限られた財源の中で優先的に改良工事を進めているとのことであります。

また給水人口が減少していることから、今後の事業運営についてただしましたところ、平成29年度において水道料金を統一し、結果的に約3%の水道料金の増加になっている。今後も人口減少が続くことになれば、独立採算の原則から、水道料金を上げざるを得ない時期も来ると予想されるが、年間の投資額を抑えながら、効率的な運営を図っていききたいとのことであります。

最後に、次の2点については、特に町長の出席を求め、見解をただしたところであります。

まず、総合的な進行管理を行う企画部門と、直接的に予算を調整する財政部門は相反する点があることから、現在集約されている組織を見直す考えはないかただしましたところ、組織のあり方については、幾度となく内部で検討を進めてきており、平成26年4月に現在の企画財政課のスタイルとなってから、既に4年が経過しているところである。企画部門と財政部門は、表裏一体で違和感があると思われるが、今の時代に即した組織になっていると捉えている。

また企画財政課となってからは業務量もかなり広がってきているため、それ等に対応するための陣容が必要であると捉えているが、現時点においては、企画財政課として集約していることで非常に不都合を来しているという状況にはなく、今の体制で十分やっていると考えているとのことであります。

この答弁を受けて、財政執行上あるいは法制上の問題において、一旦失念してしまうと大変な事態になることも予想されることから、徹底した財政面、法制面の研修をより具体的に行うなど、職員の意識を高める必要がある。特に予備費の充用においては、不用額が予備費の充用額を上回るなど、これまでの決算書では余り見られなかったケースが出てきていることから、この点については特に留意するよう、強く要請いたしました。

次に、スポーツコンベンションの充実を図るための専任職員の配置と、交流人口の増大を図るために閉校となった施設を宿泊施設として活用する考えはないかただしましたところ、専任職員の配置は考えていないが、スポーツコンベンションについては町内の施設で合宿される利用者が増え、町内の旅館施設においても一部は団体客から個室に切りかえるなどのリフォームを行う旅館も出てきている状況にある。

現在、受け入れ施設が少ない状況にあることから、白男川小学校跡地の閉校施設を合宿所として活用できないか、地元とも話し合いを行うと同時に、第一工業大学からの提案をいただくなど、ワークショップを開催しながら基本構想の作成に取り組んできたところである。施設整備については、地元の受け入れ体制等、十分な協議が必要と捉えていることから、年内に詰めを行い、来年度には施設を整備する方向で考えているとのことであります。

この答弁を受けて、スポーツコンベンションの充実を図るためには、宿泊施設が必要不可欠であり、閉校跡地を宿泊できる施設として活用するための計画段階が一番大事であるとして、宿泊できる収容人数など、明確な計画を組まれるよう強く要請しました。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても

慎重に審査した次第であります。なお、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

これで、質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから本件を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから本件を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから本件を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に「議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これからただいまの議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の議案2件は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

---

△日程第10「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第12「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第13「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第10「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から日程第13「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第88号から議案第91号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。これは、農地利用最適化交付金事業実施要綱の制定に伴い、新たに活動実績に応じた報酬の支給に関する規定を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。これは、公営住宅整備事業費に要する経費及び保育所運営費、道路維持費、担い手育成費並びにその他所用の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,584万1,000円とするものであります。

次に、「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、一般被保険者療養給付費に要する経費及び一般被保険者高額療養費償還金、一般被保険者保険税還付金並びにその他所用の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,715万円とするものであります。

最後に、「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、介護予防生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費並びに包括的支援事業、任意事業費を補正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるよう、お願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月11日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

しばらく議事を中止します。

〔副町長 上野 俊市君自主退席〕

○議長（平八重光輝議員）

議事を再開いたします。

---

△日程第14「議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について」であります。さつま町固定資産評

価員に上野俊市氏を選任しようとするもので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから本件を採決します。お諮りします。本件は同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第92号 さつま町固定資産評価員の選任について」は、同意することに決定しました。

しばらく議事を中止します。

〔副町長 上野 俊市君入場着席〕

○議長（平八重光輝議員）

議事を再開いたします。

---

#### △日程第15「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「陳情について」であります。

11月30日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

#### △散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時37分

平成29年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成29年12月8日



平成29年第4回定例会一般質問  
平成29年12月8日(第2日)

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(13) 川口 憲男	<p>1 公有財産の管理状況について</p> <p>文化的に貴重な財産となる物品を保存している施設があると認識している。保管・管理は万全と思うが、特に次の2点について伺う。</p> <p>(1) ふるさと薩摩の館には、多くの町内有志より寄贈された貴重な物品が保管されているが、今後の維持管理及び活用をどのように考えているか。</p> <p>(2) 閉校となった5つの小学校には、今でも貴重な寄贈絵画等が残っているが、今後の管理をどのように考えているか。</p> <p>2 米の経営所得安定対策について</p> <p>米の経営所得安定対策は平成29年度までの時限措置で平成30年度から廃止されるが、米の生産農家にとっては大事な政策であることから、これに代わる政策について、国・県への要望はなされなかったものか伺う。</p>
2	(1) 上 園 一 行	<p>1 少子化対策について</p> <p>町政の重点施策に未来を担う子どもを産み育てやすい環境づくりとして、子ども支援課の設置や保育料の助成等に取り組まれているが、今後、新たに取り組む少子化対策の考えはないか伺う。</p> <p>2 人口減対策について</p> <p>移住・定住促進助成金制度の拡充など人口減少対策に取り組まれているが、今後、新たに取り組む人口減対策の考えはないか伺う。</p>
3	(4) 柏木 幸平	<p>1 若者の定住について</p> <p>町内の企業や施設では、労働力不足で確保に苦労されているが、これまで多くの新卒高校生が町外へ就職している。企業振興と定住対策の観点から、町としてどのように考えているか伺う。</p> <p>2 教員の勤務実態について</p> <p>教員の長時間労働で、国は中央教育審議会の特別部会で教員の働き方改革のあり方を論議しているが、町内の小中学校の現状と対策について伺う。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
4	(8) 岩 元 涼 一	<p>1 米政策について</p> <p>(1) 平成30年度より新たな米政策が始まる。これまで国が実施主体となった減反政策が行われてきたが、今後は生産者や集荷団体による自主的な生産方式へと転換する。これに対し町はどのように関与していく考えか伺う。</p> <p>(2) 国内生産による自給飼料対策としてWCSが導入され、畜産用飼料として定着しつつあるが、一方で管理不足と思われる圃場も見られ、隣接する水稲生産者からはその対策を求める声が聞かれる。WCSの栽培者に対する指導内容について伺う。</p> <p>2 給食費の助成について</p> <p>町長のマニフェストとして義務教育期間中における給食費の一部助成を行うとのことである。補助金交付要綱等詳細について、精査、検討し早い時期に具体化したいとのことであったが、その後の協議はどうなっているか伺う。</p> <p>3 避難所の指定について</p> <p>永野区内では、これまで避難所として指定されていた永野交流館が指定解除され、区外の施設が避難所として指定されている。今回、JA永野支所跡を民間企業が購入されたが、避難所として利用しても差し支えないとのことである。同施設を避難所として再指定することはできないか伺う。</p>

平成29年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成29年12月8日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君	教育総務課長	角 茂 樹 君
学校教育課長	塩 入 孝 博 君	学校給食センター所長	狩 宿 悦 男 君
社会教育課長	中 窪 啓 二 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成29年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。さきに通告しました公有財産の管理状況について質問いたしますが、公有財産となれば、内容が大変広いし公有財産は大事なものでございます。

今回はその中の文化的貴重な財産として、町内に保管、管理されている物品について質問いたします。

まず、ふるさと薩摩の館、閉校した5校の備品や寄贈された絵画等の今後の管理のあり方、双方にも町内外の有志の方々からの思いでの物品や長い間、学校に飾られた品物等がある。今後も大事にされていくものと感じていますが、町として、保管、管理の考えは、学校の備品等も同じですが質問いたします。

まず1問目のふるさと薩摩の館には、多くの町内有志より寄贈された貴重な物品が保管されています。今後の維持管理及び活用をどのように考えておられるのか。

2番目に閉校となった5つの小学校には、今でも貴重な寄贈絵画等が残っているが、今後の管理をどのように考えているのかの2点について、町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

次に、大きな2番目ですが、米の経営所得安定対策について、平成29年度までの時限措置で平成30年度からは廃止されるが、米生産農家にとっては、大事な政策である。政府は次の施策を示していないのでは。町長はこれにかわる政策について、国、県への要望活動があったのか。農業が基幹産業のさつま町にとって、農業政策は大事な課題である。町長のお考えを伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。一般質問のトップバッターとして、川口憲男議員のほうから御質問をいただきましたので、それぞれ2項目にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、公有財産の管理状況についての御質問にお答えいたします。

最初の、ふるさと薩摩の館の関係につきましては、後ほど教育長から答弁がございます。

まず、閉校となった5つの小学校に残っている絵画等の今後の管理のあり方についての御質問でございます。

平成28年3月末で閉校いたしました、北部5校の小学校の備品等につきましては、これまで

統合先をはじめとする学校への転用、地元の区公民館等への無償譲渡、並びに役場の各部署や公共施設での活用などの手順を踏まえて、それぞれ処分をいたしてきておるところでございます。御質問のとおり、閉校しました各小学校には、地元に関係のある方々から寄贈をされました絵画をはじめ、昔農家で使われておりました農機具等がいわゆる民具等が展示されておるわけでしたが、閉校後、先ほど申しあげました活用方法等を経ても、なお、取り扱い方法が決定していない物品につきましては、現在もそのまま小学校にそれぞれ保管をされているところでございます。

このようなことから、白男川小学校跡地を地域サービスや、地域内外との交流等の拠点施設としての活用策をはじめ、小学校跡地の活用策が具体的に進んでいる中でできる限り、それらを活用しまして小学校の思い出として残していけるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、各小学校に残っております絵画等の文化的に価値のある物品であるかどうかの専門的な調査は行っておりませんが、寄贈をしていただきました貴重なものもあるかと思っておりますから、地元の区公民館等の御意向を踏まえながら、今後の管理については、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

それから、2項目めの米の経営所得安定対策についての御質問でございます。

国におきましては、平成30年度より米政策改革の着実な実行に向けまして、食料自給率、持久力の向上に資する飼料用米、麦、米はもちろんであります。麦、大豆など戦略作物の本格化や地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取り組みの支援をいたしまして、水田のフル活用を図るとされてきておるところでございます。

米の直接支払交付金につきましては、これまでの経緯としまして、平成22年度より稲作農家の経営所得安定を図る目的で米戸別所得補償モデル事業としまして、10アールあたり1万5,000円の制度が始まり、平成25年度には、生産目標数量に従って生産を行った販売農家等に対し、支払う米の直接支払交付金と名称を改めまして、さらに水田活用の直接支払交付金、いわゆる10アールあたり単価を7,500円ということで、支払いがされてきております。

そのほか、米の関係、畑作物の収入減影響の緩和対策。いわゆるならし対策が稲作農家の所得安定対策として進められてきた経緯がございます。

平成26年度におきましては、米の需給調整の基本的な政策転換を進める中で、生産現場の混乱を避けるために、激変緩和の経過措置としまして、先ほど申しあげましたとおり10アールあたり、単価を7,500円に削減をしまして、約半分になったわけですが、29年度までの時限措置としての措置が実施をされてきたわけでございます。

本町の本年度の米の直接支払交付金につきましては、約1億150万円が交付予定となっております。稲作農家にとりましては、大変この額がなくなるということについては大きいと考えております。そのようなことから、町としましては、この制度を何とか何らかの形で維持継続できないかということで強く関係機関のほうには、申し入れをしてきているわけございまして、これにつきましては、もう全国の米作農家の皆さんの集約をする農協団体、いろんなこの関係機関、団体と一緒に、何らかのこの対策を講じていきたいということで、国のほうには要望を重ねてきているわけでありまして。

また、新たな施策の農家への交付がこういうことで要請も行ってきております。しかし、米の生産調整が適正在庫を堅持してきたとこのことございまして、この制度に置きかえるものは、今の段階ではこの具体的に国のほうとしては、示されていないわけでございます。

引き続き、これについては、予算編成を前にしまして、強く最後までこの要請を行っていき

いと思っております。

また、国の説明におきましては、新たにこれにかわる農業収入保険制度の創出とか、いろいろ水田のフル活用というようなことで、所得の安定のためにいろんなことが考えられているようでもありますけれども。今の段階では、この具体的な方向性というのは見えていない段階でございます。

本町としましては、生産農家に新たに農業収入保険制度というのが出てきておりますので、これについては、具体的に次第に農政座談会をはじめ、あらゆる機会を通じまして推進を図ってまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

### ○教育長（原園 修二君）

公有財産の管理状況に関する事で、ふるさと薩摩の館の今後の維持管理及び活用についてでございますが、ふるさと薩摩の館は町民の方々からの多くの御寄贈により、現在、永野金山関係の資料をはじめ、農具や民俗芸能の紹介、平成28年からは昭和の家電など本町の歴史にかかるさまざまな資料を展示してきました。

来館者につきましては、展示品が民具中心となりますことから、小学校の社会科見学が中心となっておりますが、さつまフェスタでは、無料開放の日としてボランティアガイドに案内をお願いしまして、多くの方々に入館いただいたところでございます。御質問にあります今後の維持管理及び活用策についてでございますが、町民の方々から御寄贈いただきました資料は、郷土の歴史を紹介する貴重な資料であることから、引き続き展示や保管を行いながら、展示品の定期的な点検、清掃や燻蒸処理など、適切な管理、保存に努めてまいりますとともに展示替えや出前講座の開設など、身近な親しみやすい資料館として御利用いただけますよう努力してまいります。

なお、本年度は養蚕の道具を使った出前講座も小学校で実施したところであり、児童生徒の学習活動の場としての利用につきましても、引き続き推進していきたいと考えております。

また、大河ドラマ西郷どん放映に伴いまして、関連の地として長男、西郷菊次郎が鉱業館館長を務めました永野金山への集客が期待されることから、宮之城歴史資料センター冬季企画展といたしまして、西郷菊次郎と永野金山を来年1月から4月まで計画をしております。

企画展終了後は、展示品を薩摩の館に移しまして、永野金山コーナーを拡大して展示を行いたいと考えております。2月には、金山関連事業といたしまして、第2回鹿児島県金山交流会や永野ウオーキング大会なども開催されることから、より多くの入館者が期待されるところであります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

### ○川口 憲男議員

最初に公共施設の部分ですけれども、薩摩の館のところで教育長のほうから答弁いただきました。この件について、2、3質問をいたしたいと思っております。

先ほどお答えの中にも、定期的管理、保存に努めていくということがありました。このなぜ、薩摩の館の利活用をどうしていくのかということをお願いした理由には、先ほど教育長のお答えの中にもありました、県内では、今、西郷どんのいろんな催しに対して、行事等が組まれているんですけれども。この薩摩の館のところに、実際、永野金山の所蔵物、絵画というんでしょうかね。写真とかいろんなものがあるんですけれども。ほんの一部的に、入って裏側になります。門のところちょっとしてある。今後は、金山展をあわせて、それもやっていくということも聞いておりますけれども。もう少し、この会館の活用策というのが十分図られていいんじゃない

ないかと思えます。

金山のことを一つとりましたけれども、ここに展示されております町内、あるいはいろんなところから農業の昔使った道具、それからいろんなところがあるんですけれども。私もちょうど物産展の日ですかね、じっくりあそこだけを見せていただいたんですけれども。何せこれでいいのかなということを痛感いたしました。そして、ある文化の仕事をしていらっしゃるちゅうか、携わっていらっしゃる方が、川口君将来はこれはなくなるちゅうような話を聞くんだけど、どうだろうかということをお尋ねになった。まさか、そういうことはないですよ。せっかくこういういい建物をつくって展示してあるんですから、展示の仕方は悪いでしょうけれども、もう少し管理をしていかなきゃならないところあるんでしょうけれども。なくなるということはないと思っております。

そこで、教育長にもう1点、確認のためにいたします。

先ほど、養蚕展をすると、学校の児童の人たちが養蚕の道具を見ていくと。これは佐志小に大分あるということも聞いております。そういうことで、いろんな今の先ほど町長もおっしゃいましたけれども、学校を回られても、それから鶴田の中央公民館も1部屋、6畳ないですね。あそこのほうに、先ほど答弁にありました電気製品とか、あるいは昔の農機具とか、いろんなことを展示してございます。誰がその後を保管して管理をするのか。埃まみれでいいのか。私は、さつま町のいろんなことを知る上では、農業のことを知る上では、こういう展示物というのは非常に大事なものじゃないかと考えております。

それと、次にも重複いたしますけれども。やはり、こういう町内外から寄贈されたそういうものに対する管理の捉え方ということは、先ほど継続して管理していくということでしたんですけれども。町長の答弁にありましたように、まだどこにどういうことをして、どういう収納をしていくとかというのはなかったようですけれども、再度、教育長のほうに考えをお聞きますが、町内の学校等あるいはいろんな施設と、恐らく宮之城の公民館、あるいは文化センターのほうにも多種あるんじゃないかと思っております。そういうのを一同にして展示する、あるいは管理していく、そういうところはどこかにないものなのか。できないものなのか。そういう管理の仕方を再度お聞きしたいと思えます。

#### ○教育長（原園 修二君）

最初にやりました西郷どんに関しましては、歴史資料センターで冬季の特別企画展を行いますので、それで十分なPRをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、民具に関する農具のことについての御質問ありましたが、おっしゃるとおり、各学校にもありますし、それから先ほど御質問にありました北部5校の中にも、まだそういったものかなりたくさん残っておりますが、そしておまけに、ふるさと薩摩の館にしましても、展示されておりますが、スペース的なことがあって、なかなかそこを拡大するという点については、非常に難しいところがあるかなと思っております。

内容を精選して、そして新たにスポットを当てられるようなもの、入れかえとか。そういったものを考えながら、現在の器具のスペースの中でそれを考えてまいりたいというふうに思っております。学校や、それから公民館、そういったところでスペースがあれば、そういったところで検証していくべきものも随分あると思っておりますので、そこらにつきましては、また今後十分検討させていただきたいというふうに考えております。

#### ○川口 憲男議員

この文化物についての展示、これちょっと1問目と2問目が重複することをお断りしておきたいと思うんですけれども。先ほど、町長のお答えにありました閉校した学校の貴重な備品、あるいは

は町内外からいただいた絵画等、これなんかももう1年ちょっと放棄されているわけですけども。やっぱし、こういう私も専門的なことは知りませんが、油絵とか、あるいは水彩画とか、こういうのを長時間放っておいていいものなのか。

やっぱし、何らかの手を加えて保存することが非常にいいことじゃないかと思っております。先般、先ほど、町長のお答えにありました白男川小、平川小、それから紫尾小のところの学校を見て回りました。ピアノが体育館に無造作ということは失礼ですけども、放りっぱなしでした。ちょっと、担当課を確認しますと、品物によっては、いろんな学校と交換して、その交換した残りの分が今ここにあるということでした。

しかし、やっぱし、こういうピアノ類も一同に集めるということも必要でしょうけれども、何らかの思いとか、いろんながあると思うんですけど。そういうことに対しての管理ちゅうのも、非常に大事じゃないかと思っております。

それから、備品もいまだ先ほど、各学校とか公民館への贈呈も行って、恐らく残っているのがそういうことかなと思っておりますけれども。もう完全に部屋を締め切ったりしてそのままの状態ということでありました。やっぱし、こういったものも一同に集められるようにして、展示とか保管するということが非常に私は大事じゃないかと思っております。

早速ちゅうことじゃないですけど、近い将来には、中学校が1校、小学校が6校ですかね、5、6校になる状況が来ております。こういったところで学校等も非常に空き学校も出てきて、さっきから出ていますように、学校跡地活用対策も考えられるようなところがあると思います。

その利便性のいいところ、例えば、仮に国道沿いであった山崎の中学校の辺とか、あるいは流水小学校とか、こういうところが統合されますけれども。当然、空きになるわけですけども。こういうところを利活用して、これは私の空想ちゅうか、思い立ちですけども、学校の学校とした施設づくりをして、その先ほど申しあげました絵画とか、あるいは歴代の校長先生とか、あるいはいろんなものをそこに展示することも必要じゃないかと思っております。そういうふうな考え方を今後検討するという町長の答弁ですから、今後、そういうところまで踏み込んでいかれるような考えがないのか。町長のほうにも、ちょっとそういうところをお聞きしたいんですけども。

#### ○町長（日高 政勝君）

これまでの各学校にあったいろんな備品については、必要なものについては、それなりのこの活用をしてきておりますけれども、あとまだ処理ができないものが確かにありますけれども。これについては、例えば、そこの出身の出郷者の皆さんであったり、あるいは地元に住んでいらっしゃる町民の皆様方が、ときには学校を訪れて、そういう昔を懐かしむという機会もなきにしもあらずということですので、全部そういうものを全て同じところに集約していいのかという問題もありますし、その辺はおっしゃるとおり学校跡地がまだ増えてくるということですので、その活用策ということで、そこに一貫して郷土館みたいなものになら、いろんなものを集約をして展示をするという考え方も当然あるかと思っておりますので、それについては、その備品がそれぞれの地域から出ていくということがいいのかどうか、まだ地元の皆様とも協議をする必要がありますけれども、今後、詰めてさせていただきたいと思っております。

とにかく、貴重なものに、例えば、この鳥瞰図とか、その地域を描いたものがありますので、それはやはり、その地域の特徴ということになりましようから、そういうものとか、いろんな持ち出しがいいのか、あるいは、そのままで置いたほうがいいのかというものもあるかと思っておりますので、それぞれ精査をしながら集約できるものについては、先ほどありましたとおり、将来空いてくる校舎等を活用しながら、そこにまとめて郷土館みたいな展示をしていくということ

も考えるわけであります。それは、十分これから詰めをさせていただきたいと思っております。

#### ○教育長（原園 修二君）

御指摘ありましたように、廃校になったところについては、まだ多くの備品が残っているのは、私も全て見ております。かなり使えるものもあるのではないかなど。もう1回きちんと見てみないと判りませんが、活用できるものもあると思います。それらのものもう1回精査する必要があるなというふう感じておりました。

再編に関しては、そのあと、その利活用ということに関しましては、議員おっしゃったとおりに新たにそういったところを利活用する一つの非常に有効な方法ではないかなというふうに思いながら、御意見を伺うところございました。そういったようなことで検討を進めていけばいいのかなというふうに考えております。

#### ○川口 憲男議員

町長の答弁にありますように、これはその地域の方々がどういう反応を示されるか、いろんなところがあると思うんです。そこあたりは、長い時間を置かずに早急な対応が必要じゃないかと私は考えます。そういうことを十分検討して、今後進めていくという答弁でしたけれども、ぜひ、貴重な公共財産ですので、その点を考慮していただきたい。検討からすぐ実施に移れるような状況は、いろんな学校を使うにしても、いろんな設備をつくるにしても、時間が限られておりますので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

もう1点、教育長のほうに質問いたしますけれども、先ほどいろんな学校内に備品が残っているということがありました。この5校が閉校する閉校記念式典がある大分前に、小学校、中学校がもうなくなっていくのであれば、その思い出の校歌とか、あるいは先ほど町長が鳥瞰図もおっしゃいましたけれども、私も昔の鳥瞰図を今の子どもが見てどう思うのか、それもありませんけど。やっぱり、その当時の校歌も何らかの形で残せると思うんです。合併、統合する前には、申し上げたのが、まだ今学校があるうちに、子どもたちにその思い出の学校の校歌を歌ってもらって、14校ですか、14校のCD化はできないかということも、前教育長のほうにもお願いして再考をしたことがあったんですけれども。やっぱり、そういうことをして残すこと、あるいは先輩の方々に皆さんの卒業された学校、あるいは町内の学校がこういうふうにして校歌を一躍しましたということも、将来のために、私は非常にいいことじゃないかと思っております。

教育長も長年、教育に携わってこられて、今、日本の童謡というか、故郷という歌も次第に薄れがちということを言われております。こういう校歌なんかも、自分たちの出身校、あるいは思い出に残る学校ですから、何らかの形で残していられるべきことじゃないかと思っております。これは、早急にはできないと思うし、何らかの形をつくらないといけないと思いますので、要望にとどめておきますけれども。ぜひ、こういうところも、この閉校した、あるいはこれからの町の学校のあり方ということで考えを教育委員会のほうでまとめていただけたらと考えます。

1問目のこの公共施設の管理については、以上で終わりますけど、2問目の町長のこの米経営所得安定についてですけれども。おっしゃるように、非常に大事なこの政策が明けて3月でなくなるということです。農家の方々から、町の力というか、議員の力はないよということを厳しく言われて、これも国の施策ですから、どうにもできないと。しかし、それに変わる何らかの形があってもいいんじゃないかということも、強く言われました。

中山間地である、さつま町にとりましては、この政策も非常にいい政策でありましたけれども、非常に厳しい今後が農業になっていくんじゃないかと思えます。国が進めておるのが、高収益化ですかね。こういうことをして、農家の収益を上げていくということなんですけれども。町長のほうも、要請はしてきてあったということです。ですから、さつまの農業を考えると、町長

がもう少し踏み込んで、出身の国会議員、県議なりそこあたりを強く要望されることが必要じゃないかと思っておりますが、再度そのところで町長にお聞きしますけど。

さつまの農業がいかにあるべきなのか。さつまのこういう米政策、米農家がどのような方向性を持っていったほうがいいのか。その1点をちょっとお聞きいたしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

今、国のほうでは、いろんな論議がされておりますけれども。714億円という非常に今、7,500円ずつ交付をしておりますけれども。国全体からいきますと、714億円という非常に多額な金額になっておりますので、全国の水田農家にとっては、これがどんなふうになるのかというのは、最大の関心事でありますし、いろんな農業団体、あるいは、この行政としまして、この活用については、やはり農家の所得が減にならないような形で努めていただきたいということは、申し出ているわけですが、特に先ほど申し上げましたとおり、自然活用の直接支払交付金の充実のほか、やはり、収入保険制度というのが、今後始まるようでありますから、そういったものの充実とか、あるいはこの土地改良事業費の増額、そして、また農地中間管理機構という、いわゆる担い手に農地を集積する。そういうものへの農地バンクですね。農地集積バンクにやはり力を入れて、担い手への農地集積を進めていただくということも大事でありますし、やはり、今、鳥獣被害ということも大きな問題になっておりますので、こういった対策にもっと力を入れてほしいとかいうことがございます。

特に、今、国全体としまして、EPAの問題とか、TPPに対する今後の農業の成り行きというのは、非常に心配をされておりますので、これについては、国とされましても今度の補正予算でこれらの対策としまして、畜産クラスター事業とか、産地パワーアップ事業とか、そういうものにいろいろ対策を講じられるようでありますけれども。

やはり、こういう全体的な我が国の農業振興を図るためには、こういうものをうまく活用していくということが私どもの町にとっても、非常に重要なことになるかと思っておりますので、こういった制度の新たなこのものに、こういうお金が使えるような形でこれからも要望していきたいと思っております。

町におきましては、既に重点作目とか、振興作物をそれぞれ定めて、いろんな手だてを講じておりますし、水田活用資金についても、これからそういうものに充実をしていただくということで、お願いもしておりますので、それらについては、そういう資金の対策が講じられるように期待もいたしているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

町長、来年度になると、この減反政策ですか。こういうところにも、国のメスが入ってくる。廃止と言いますか、今度は農家の意向に沿って、こういうところも出てくるということになりますと、ますます農業を基盤とするさつま町にとっては、厳しいところがあります。先ほどおっしゃいましたように、担い手を育てること、あるいはそれに続く人たちが増えてくれることが一番いいことなんですけれども。どうしても、中山間地が多い、この地域において、先ほどおっしゃいました畑地の収益と言いますか、田んぼを畑地化対策ということも進めてありますけれども。中山間地でそれがいかなることが出来るものなのか。

さしずめ来年度ですかね、柵野では大規模の土地改良が始まるということを知っています。それには、ちょっと聞いた話ですから、まだ実際地域の方々はどういう作物ということは聞いてないですけど。里芋の栽培に力を入れていくという流れのようです。

それに、いずれにしましても、次に携わっていただく担い手農家、あるいは集落営農、そういうところの基盤づくりが大事じゃないかと思っております。さつま町でも、そういう担い手育成

支援室のところでそういうところの努力はされておりますけれども、なかなか進まないのが現状じゃないかと思っております。こういう減反政策も来年度から始まるということで、さつまの農業が非常に厳しい局面にあるんですけれども。そのところを町長も、十分実感されまして、推進あるいは対策を練っていただけるように要請するところでございます。

その中であって、先ほどおっしゃいましたこの重点作物、野菜7品目あるいは、ほかの果樹、工芸品等の何品目かありますけれども。そういうことにして、今後のこの重点品目が作物が、今の経営安定対策あるいは、減反政策がなくなっても、こういうことが推進してかれるものなのか。これを推進していくには、どのような方法があるのか。そこあたりは、また農家にも十分啓蒙する必要があると思うんですけど。その考え方を町長、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

今、ちょうど国のほうでも、これらについてどんなあれを講じていくかということで、論議の過程でありますので、まだそういう情報は全くきていなんですよ。新聞報道にちらちら出てくる段階だけしか、我々のところでは収集できないところでありますので、年末の予算の編成の最終段階に入っていくかと思っておりますけれども。そういう状況を見ないと、どのような水田農業に対する対策を講じられていくというのは、明確なところは判らんところであります。

要は、いろんな今までこの飼料作とか、WCSいろいろありますけれども、そういった産地交付金とか、そちらのほうに、やはり力を入れていくということも考えが示されておりますので、そういったことをうまく活用していくと。そのことが、やっぱり農家所得の減にならないような手だてをやっていく必要があるかと思っております。

特に、今、この7,500円以外のそういうあれがありますので、そういったことの活用とか、あるいは収入保険制度に加入をしていただくとか。これは青色申告の対象の農家を考えているようでもありますけれども。そういう制度に乗っかるような形で指導していくことが大事かと思っております。

#### ○川口 憲男議員

これから先の政策的なところが町長のおっしゃるように、目に見えないところもあるんですけど。さつま町の農業として、先ほどおっしゃいましたWCS、これは継続してできるんじゃないかなと思いますけれども。そっちの方向に減反の政策をされた中から、それが一長一短にそっちに動いていただければ今度は米農家はどうなるのかと。米づくりはどうなるかということになっていくんじゃないかと思っておりますけれど。国のこういう農業行政の中の体制を見ながら、うちの町もっていかねばならないと思っております。

何せ、先ほども申しましたけれども、中山間地でございます。そういうところで、どういう農業が一番いいのか。やっぱり農政課のほうも、そういうところは十分議論したり、あるいは話し合いというか、いろんなことは出されていると思いますので、ぜひ、さつまの農業がどういうふうにしたら伸びるか。活性化できるか、そこあたりはもう少し行政内でも話をさせていただきたいと、私も思っております。先ほど申し上げました柘野で里芋の畑地を拡大し。田んぼを畑地に切りかえるということじゃないんですけど、畑地化して、収益を上げるということにございます。

先般、議会の文教経済常任委員会のほうで、白石町のほうに研修視察に行ったときにも、向こうの何と言いますか、水の高さちゅうか、あそこなんか田んぼからすれば、1メートル50ぐらいいかないところに田んぼをつくったり、あるいはほかのタマネギをつくったり、いろんなことをしていますから、それに比べたら、こっちの農業ちゅうのは水はけもいいんじゃないかと思うし、水はけの悪いところでも、そういうような畑地化が進めば、非常に町が進めている重点品目の野菜もできていくんじゃないかと思っております。

やっばし、そこあたりももう少し行政の中でも研究されて、農業政策に取り組んでいただけるよう要請しまして、質問を終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口議員の質問を終わります。

次は、1番、上圀一行議員の発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

#### ○上圀 一行議員

おはようございます。私、ことし6月13日の一般質問でもいたしました。少子化対策の一環として、子ども支援対策について質問いたしました。

このときの質問は、さつま町独自の支援策で産み育てる母親への助成と、保育料の無償化の考えはないか伺いました。この問題は、本町だけの問題ではなく、全国的な問題であることは私が言うまでもないことです。

町長も、6月議会での町政運営に対する所信で、今後4年間で取り組むべき施策として4本柱の戦略目標を掲げてございます。まず、1本目の戦略目標であります。未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境のまちとございます。本町も、子どもを産み育てやすい環境づくりで、子ども支援課の設置、子どもを産み育てる母親には力強いものと信じております。

それから、さつま町独自の保育料の無償化はできないかとの質問をいたしました。

第1子は10%補助、第2子は50%補助、第3子以降は無料ということでございましたが、さつま町独自では、第2子に20%を上乗せして70%補助とされたところでございます。国も無償化を考えてございますが、なかなか実施できません。国に先駆けて本町での取り組みはできないものか、いま一度伺います。

国も11月30日の参議院の予算委員会で総理も人づくり革命の一つである幼児教育や保育の無償化については、ゼロ歳から2歳までは住民税が非課税の世帯を対象に、3歳から5歳までは所得にかかわらず、一律に無償化します。実施は2020年4月からと発言がございました。これに対し、野党から待機児童問題の解消が先ではないかとの声が12月4日の新聞にも掲載がございまして。どこの市町村でも、少子化対策には苦慮されていますが、考えているだけでは先に進みません。我がさつま町と人口、あるいは予算規模でも似たような町で来年の4月から学校給食の無償化を実施されるところもあるやに聞いております。

私が申し上げなくても、十分御存じと思いますが、町民環境課よりいただいた資料では、平成26年には亡くなられた方が387人、出生が148人、27年には397人が亡くなられ、出生が126人。28年では416人が亡くなられ、出生が132人です。このような状況が続きますと、10年後、20年後はすぐ計算ができます。さまざまな問題が山積してありますが、子育て支援策をもう少し考えてほしいと思います。

現在より、出生が上がり、また人口減を食い止める施策をお持ちでしたら、町長の考えを伺います。

次に、人口減少の対策についてお尋ねいたします。

移住・定住促進助成金制度拡充では、転入者新婚世帯の賃貸にかかる家賃の一部助成制度を創設とございます。

また、低廉な家賃の若者向けアパートの建設とございます。これも同じく人口減少、少子化問題とかかわってまいります。進捗状況を教えていただければとお伺いいたすところでございます。

これで私の第1回目の質問といたします。

〔上圀 一行議員降壇〕  
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上圀一行議員のほうから2項目にわたりましたの御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の少子化対策について今後の取り組みについてお答えをいたしたいと思ひます。

私の3期目の重点施策の1番目に未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の町を掲げました。子ども支援課の設置、子育て専門相談員の配置、保育料は第2子を2割拡充して7割軽減、子ども医療費は来年4月から高校生まで無料化ということで、順次事務を進めているところであります。

少子化対策につきましては、少子化社会対策基本法に基づきまして、幅広い分野でございますが、今後の取り組みとしまして、国においても先ほど議員からございましたとおり、ゼロ歳から2歳児の保育は現在、生活保護世帯のほか住民非課税の世帯につきましては、第2子以降を無償化しております。そして、非課税世帯におきましては、第1子も無償化をするということでございますし、3歳から5歳児においては、幼稚園、認可保育所、認定こども園に通う場合においては、年収を問わず無償化をするという方向が打ち出されているところでございますので、そういった動向を見極める必要がございますが、いずれにいたしましても、各面において子育て支援策をさらに拡充をしてみたいと考えております。

まず、1点目といたしまして、子ども支援課を設置いたしておりますので、これを国が進めております子育て世代包括支援センターに機能としての位置づけをしてみたいと考えております。

現在、県とも協議中でございますが、子育て世代の包括支援センターにつきましては、切れ目のない支援体制の基地という言い方をされておまして、市町村の実績に応じた体制でさまざまなパターンがあるようですので、本町の子ども支援課の取り組みもセンターとしての位置づけに該当するようでございます。国庫補助事業を活用いたしまして、スタッフの件費に充当することや、相談を受けやすい環境づくりに努めてまいります。

2点目としましては、子どもを産み育てやすい環境づくりには、人材確保が必要でございます。保育士は不足気味でございます。潜在保育士が多数存在するということが全国的にも課題とされておりますので、潜在保育士の発掘、あるいは町外からの保育士を呼び込む取り組みとしまして、保育士の人材バンクのいわゆる地方版のハローワークを子ども支援課内に設置をしてみたいと考えております。

既に鹿児島労働局との協議を開始したところでありますので、定住・促進にもつながるというふうを考えて進めてまいります。

3点目につきましては、28年度から開始をいたしました産後ケア事業でございますが、事業開始年度は、実24人、述べ61人の利用でございましたが、本年度は、10月末現在で、実32人、述べ104人の利用でございまして、既に前年度を上回っております。

町内に助産院がないことから、サービスを受けにくいという御意見がございましたので、出張方式で保健センター等に助産院から来ていただき、予約制で保健指導等を行っていただくよう、助産院とも協議をいたしているところでございます。来年度当初からの実施を予定をいたしております。

それから、4点目でございますが、学童保育を本年度は7カ所で実施をいたしております。えいしん学童保育の登録が100人を超えた状況でございまして、分散方式を検討しなければなら

ない状況がございます。信教寺保育園も完成をいたしまして、学童保育施設も併設をされるということでございますので、そういったことや、来年度から開始ができるように準備に入っておられるようでございます。

また、太陽保育園におかれましても、昨年度増築をされまして、支援員の専門研修会に参加をされるなど、学童保育の開始に向けて進めていただいております。来年度は、町内9カ所に拡大をできる見込みでございます。

5点目としまして、子ども・子育て応援大使の任命であります。本町出身者等でこの町外居住の方で子育てに関して、情報提供、助言等をしていただける方を委嘱して、幅広い視野で子育てにかかわっていただきたいと考えております。

6点目としましては、児童発達支援センターの設置は、継続検討をいたしております。子ども専用の館であります児童館が本町にはございませんので、施設の設置についても検討をしてみたいと考えております。

ほかにも、このフッ化物の洗口事業、これは、今、幼稚園、保育園、小学校全校、これは県内はじめての取り組みでございますけれども、これをさらに中学校まで拡大できないかということで考えております。

専用アプリを使った子育て情報の発信とか、小中学校の給食費の支援を考慮しておるということは、来年度からということで、これも申し上げているところでございます。

それから、2番目の人口減対策についてでございます。

移住・定住対策の関係でございますけれども、今後新たにに取り組む施策についてということでございます。移住・定住の促進については、私のマニフェストの一つでありますものであります。企業誘致対策室を中心に取り組みを行っております。関東地区等で開催をされます移住・定住セミナー、これに積極的に参加をしてPRを行っております。昨年11月から着任をいたしました地域おこし協力隊の瀬畑さんもセミナーに同行していただきまして、移住者としての視点でいろいろな相談に当たってもらっているところであります。

さらに、2人目の地域おこし協力隊としまして、広島県から11月に着任をされました川西さんは、奥さんと1歳の男の子の3大家族で移住をしていただいたところであります。また、ことし4月にオープンをいたしました体験ハウスには、これまで36人、延べ82泊の利用がありまして、農業体験や空き店舗等や住宅の調査、あるいは居住環境の確認をしていただいております。また、さつま暮らし体験ツアーということで、これまで6月と先般の12月の2回実施をしております。

12月の関係については、けさの南日本新聞のほうにも記事が掲載をされておったところでございます。関東地区を中心に、15人がこの参加をされまして、農業体験や地元の方々と交流したり、空き家の見学などを実施をして、参加者からは、さつま町を移住の候補地として前向きに考えたいなどの御意見をいただいているところであります。

平成26年度から28年度まで実施をいたしました周辺地域等の移住・定住促進事業におきましては、町外からの転入が29件あったことから、さらに地域区分を拡充した制度に本年度から発足をさせたところでございます。御質問の新たにに取り組む施策についてであります。1つ目は、50歳以下の転入者に対する就労支援を考えております。

2つ目は新卒者に対する就労支援、これについては雇用していただいた50歳以下の転入者、そしてまた新卒者に対する方々については、雇用していただいた企業にも雇用奨励金を支給する考えであります。

3つ目は、転入者新婚世帯に対する町内の民間住宅の賃貸住宅に居住をしていただいた場合は

家賃の助成ということも新たな制度として、来年4月から創設をしていきたいと考えております。

また、土地開発公社が所有をいたします住宅団地の土地の一部を町で買い上げまして、民間資本を活用した若者向けの低廉な家賃の住宅建設を検討するよう指示をいたしているところでございます。今、そういう作業に入っております。

さらに、本年度からおしどり団地、30戸、町営住宅であります。年次的に建設をする予定でありますので、若者の入居基準に適していれば入れると考えております。そのほか、結婚サポーター制度についても、今、3名、4名おりますけれども、その方以外に新しく拡充ができないかということで、物色をいたしているところであります。

そのほか、教育委員会業務としまして、さつま町の奨学金の返還制度を見直しをしまして定住施策の一環としまして、平成30年度から新たに町の奨学金を受けて、高校、大学等に進学した方が一定の条件を満たす場合、卒業後に返還した奨学金に対し、支援をする制度を創設をいたします。地元に戻っていただいた方が対象でございます。

人口減の対策につきましては、自然増減とか、あるいは社会増減あります。やはり、自然減、あるいは社会減、そういった両面からこの対策を講じていく必要があると考えております。人口減少に今の勢いからいって、歯どめをすることはなかなか難しいと考えております。全国的な傾向でございますので、これをいかにして、人口の減少を緩やかに持つていくかということが大事かと思っております。そういうことで、人口ビジョンを示しております目標値を達成するための合計特殊出生率の向上とか、ただいま申し上げましたこの移住者の受け入れとか、人口流出の抑制、こういったことについては、地方創生の総合戦略の施策、そしてまた私が示したマニフェスト、そういったことを考えながら、御提言のとおり思い切った施策を積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、具体的にはまた3月の定例議会のときに、来年度の施策として打ち出してまいりたいと思っておりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[町長 日高 政勝君降壇]

#### ○上圀 一行議員

1問目の少子化対策の質問をいたしました。多くの事業をされているということがよく判りました。もう少し、町内外の方に今の事業を判りやすく御説明いただく機会があれば、いただけたらいいかなと思っております。そして、また一番判りやすいと言いますか、今さっきも私申し上げましたが、給食費の無償化とか、やはり子どもさんを育てる親御さんにとっては、保育料、あるいは給食費、そこら辺が一番の何と言いますか、大きな課題ではなからうかと思えます。

それらが、解消されれば、隣接の市から、なら、もうさつま町に住んでみようかという気になりませんかと思っております。町長、そこら辺で、もう少し突っ込んで、なら来年か、再来年か給食費の無償化、国も保育料の無償化を総理は言っておりますけれども、なかなか進みませんよね。これは、待機児童が多くあるわけです。さつま町では待機児童がもうゼロに近いところがございますから、何と言いますか助成をされても平準。皆さんに行き渡ること、いいんじゃないかと私は思うのですが、町長いかがでしょうか。

#### ○町長(日高 政勝君)

確かにこの保護者の皆様方のいろんな家庭的な負担というのが大きいわけでございます。特にこの保育料につきましては、子どもさんが兄弟が多くなると、同時に保育園に2人も3人も行くとなると、所得、あるいは資産割というのがあつたりして、厚労省が示した基準から行きますと、かなり高いところであります。したがって、さつま町の場合は、厚労省基準を元にして家庭

の負担が軽減をされるようなことで、いろんな手だてを講じております。先ほどありましたとおり、町単では、第1子については1割、第2子については7割、第3子については、もう無料ですよというところまで踏み込んでやっております。

今は、ちょうど先ほど申し上げましたとおり、国もこういったことで消費税の使い道の一つとして、こういった幼児保育、あるいは幼稚園についても無償化にしようということが打ち出されておりますので、消費税が来年の10月からですので、そういうことが具体化をこれからしていくのじゃないかと思っております。

そのほかあの、これを全額無料となりますと、やはりいろんな政策を持っていますから、ここだけを考えて無償化できないことはないんですけども。全ていろんなことまで医療費を無料化したり、予防接種の任意接種を助成をしたり、いろんなことをやっていますから。そういう保護者の皆さん方にいろんな面で利益が享受できて、育てやすい環境になればというふうに考えておりますので、この点だけを考えてできないことはないんですけども。これだけ、なら集中してやるかということになると、またほかの保育園以外の皆様方にとっては、ちょっとあまり利益がないということになってしまうものですから。やっぱり、等しくそういう恩恵を受けるというほうがいいのかと思っております。

給食費にしましても、来年度からあと持ってまた質問もあるようですけれども、今、小学校で4,600円、中学校で4,800円ぐらいの毎月の給食費でありますので、その軽減をしていきたいということで考えておるところで、100%になるとこれは今の児童数から行きますと、8,600万円も一般財源を税金から出さんにゃいかんということですから、やはり小さい町にとっては、それなりの負担そんなに大きな額じゃない。さつま町の場合、非常に児童、生徒数もやはりかなり多いですから、総額的にいきますと8,600万円ぐらいになりますから、それをまた一般財源で全てとなると、大変厳しいところありますので、それについては、もう町のほうで賄い材料については、一応負担をして、その残りを給食費として収めていただくと。そんな考え方に、今、検討を進めているところであります。

#### ○上 園 一 行 議 員

町長も大変でしょうけれども、その問題、今おっしゃいました給食費の軽減、全額無償化をすれば8,600万円の財源が要とおっしゃいましたけれども。なるべく、近い形で持って行かれたらいいと思います。よろしく願いいたします。

それから、次に、先ほど申しました人口減少に歯どめをかけるということで、低廉な賃貸で若い方にお貸しするというものでございました。これも、早急にそういうものができると言いますか、非常にさつま町でも、ほかでもですけども、空き家がたくさん存在あちこちします。それを町独自でお借りしてとか、持ち主さんに買い取るとかいう施策をとって、そしてまた安いお値段で賃貸契約を町と結ぶとか、空き家対策もそれで解消されるのではないかなと思います。

新しいものをつくってちゅうのも、またこれいいんですが、人口が集中しますので分散するためにも、またそういう空き家の利活用と言いますか、表現は悪いけれども、そういった考えはないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

少子高齢化がやっぱり著しい関係もありまして、町内全域に渡りまして、この空き家が年々増加の傾向にあります。町のほうでも調査をしておりますけれども、その中でまだ十分入居ができるよという内容のものと、もうちょっととても住める状況でないというようなこともありますので、そういうこともあって、老朽化したところについては環境とか防災とか、いろんな問題がありますので、家主さんがこれはもう解体をしたいという方については、解体の助成もいたしまし

て、かなりのところが既に解体をされておりますけれども。この辺については、やはりこの解体に応じたところは、今まで家があったところは税金も6分の1課税でありましたけれども、それがもう家がなくなるとかえって税金が上がってくるということになりますから、それはちょっと政策としておかしいんじゃないかということで、議会でも論議があったとおり、これについては、3年間はやはり今までどおり免除をしようということで軽減をしていきたいと思っておりますけれども。とにかく、使える空き家については、家主さんたちの御理解がいただければ、そういう町のほうでも空き家バンクを設けておりますので、不動産業者の皆さんと提供しながら、借りたい、あるいは買いたいという希望の方にあっせんをするような手だてを講じておりまして、既にもう何軒かはそういうことで成立はいたしましたものもありますが、できるだけ新しくつくるよりも買う、あるいは借りた人についても、新たな多額が資金が必要ということになりませんし、できたら空き家活用というのが一番いいのかなと。

そして、また定住に結びついていくということでもありますから、町としても、これは一生懸命、今、進めております。また、空き家でリフォーム制度も活用できるように、そういった助成制度も設けているわけでもありますので、風呂であったり、あるいはトイレであったり、台所であったり、改修をしたいとなれば、そういった助成もありますので、そういう住環境の整備についても、いろいろ考えておるわけでもあります。そういうことをPRもしながら、今、進めておりますので、さらに定住対策、一人でも多く町外からそういう先ほどありましたとおり、移住・定住の事業も進めております。そういう県外から来た皆さん方には、家主さんが「貸していいよ」、「売っていいよ」ということについては、そういう方々に紹介をしながら住んでいただくということもやっておりますので、これをさらに推し進める必要があるかと思っております。

#### ○上圀 一行議員

私もいろいろ申してまいりましたけれども、人口減少に歯どめがかかることは、ちょっと期待ができないような御意見でしたが、なるだけ歯どめがかかるように、ブレーキをもうちょっとがちっとして頑張ってくださいたい。町長の任期もあと3年あまりとなりました。3年あまり、3年足らずじゃないですよ。3年あまりですよ、3期目が。日高町長でよかったと言える思い切った施策、町長の行政を期待いたしまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開は、おおむね午前10時55分とします。

---

休憩 午前10時41分

---

再開 午前10時52分

---

#### ○議長（平八重光輝議員）

先ほど申しました時間より少し早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

#### ○柏木 幸平議員

通告の2点について質問をいたします。

最初に若者の定住対策についてですが、今、就職戦線が売り手市場になり、多くの学生が条件

のいい企業などに流れている状況や労働不足により、派遣社員も見つからなく3年契約で外国人技能実習生を雇う企業、また、年金の受給開始年齢の引き上げなどで、定年後も働き続けるのが一般的となるなど、雇用の幅が広がっているのが現状であります。

町内の企業でも退職後70歳代になっても賃金は下がるものの、自分の生活リズムや健康のために働いておられるとのことでもあります。

また、そういう経験豊富なシニアが生き生きと働くことは、人手不足に苦しむ企業にとってもメリットが大きいとのことでもあります。

このように、町内の企業とされても労働力確保に努力されているのですが、新卒高校生の雇用は緩やかな伸びのように感じられます。

これは、町内の薩摩中央高校の情報ですが、現在3年生の在校生が83名でそのうち、進学希望者が24名全体の28.9%、就職希望者が59名で71.1%でこのうち、57%が既に内定しているとのことでもあります。

薩摩中央高校の就職内定者57名中、県外が11名で県内が46名、このうち19名が町内であるとのことでもあります。この19名全員が、町内出身なのか、また親元から町外への通勤者などがどのくらいなのかまでは把握できませんでしたが、これまで多くの新卒高校生が町外へ就職している状況があります。

企業振興と定住対策の観点から、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、教員の勤務実態について、質問をいたします。

少し前になりますが、5月14日の南日本新聞のルポアット鹿児島ズームに全国の小中学校の教員の勤務状況などを調べ、国が示す過労死ラインに達する月80時間以上の時間外勤務をしている教諭は小学校で33.5%、中学校で57.7%に上った。1週間の教諭の平均勤務時間は、2006年度の前回の調査に比べ、小学校で4時間9分、中学校で5時間12分増えた。業務の特殊性から教員に時間外手当は支給されず、本給の4%の教職調整額が一律支給されているとのことでもあります。そして、中学校の部活動では、休日に1日4時間以上従事した場合、3,000円の手当てがあると記載されておりました。このような教員の長時間勤務で、国は中央教育審議会の特別部会で、教員の働き方改革のあり方を論議しております。

そこで、町内の小中学校の勤務状況と対策について、お伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員のほうから、2項目にわたりましての御質問でございます。それぞれお答えをさせていただきます。

まず、若者の定住について、労働者不足については、少子高齢化のあおりを受けまして、全国的な課題となっております。町内の企業を訪問いたしましても、ほぼ全ての企業から聞かれる課題でございます。最近特に顕著にそういうお話が出てきておるところであります。この影響で、国としましても、1億総活躍社会を銘打ちまして、女性も高齢者も幅広い層で、人材の活躍を期待をしておるようでございます。

しかしながら、町内企業におきましても、年々、外国人労働者が増加をしているのが現状でございます。現在、町内の6企業で168名、ベトナムを筆頭にフィリピン、中国、ブラジル、カンボジアからそれぞれ就労をしていらっしゃるようございまして、この傾向につきましては、特に平成23年以降3桁になっておりますし、現在では、その2倍になっておるようございまして、

新卒者の町内事業所への就職を推進するために、町内17社が参加をしますものづくり企業振

興会というのが組織をされておりまして、薩摩中央高校を含めました近隣の高等学校や専門学校の進路指導の先生方と毎年意見交換会を実施をいたしているところでございます。

今後におきましては、町内の企業の中にも、優れた技術を持つ企業が多いことから、まずは、町内の企業を十分知っていただく、やはり、知る機会をつくることが非常に大事かと思っております。

高校1年生、2年生を対象にあるいは中学生を対象にしまして、企業見学会をやっぴり開催することが必要じゃないかと考えておりますので、担当課のほうには、実施の向けての取り組みをするよう、指示をいたしております。

1人でも多く若者が、我がまちに定住が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

先ほどの上岡議員の御質問にもお答えいたしましたけども、新卒者の就労支援に対しましては、さつま町内居住者であって2年以上町内の企業等に継続雇用をされた場合には、就労支援の奨励金を支給をするという考え方でおります。

同じく、町内居住者で、町外の企業等に継続雇用された場合でも、支給ができたらと思っておりますし、一方では、町内の企業等の支援にありましては、雇用者1人当たり雇用奨励金としまして、先ほど申し上げましたとおり、同じく支援をしてまいりたい。そういう考えを持っております。

また、50歳以下の転入者で、2年以上町内外の企業等に継続雇用された場合とか、あるいは、新卒者と同等の支援の制度を来年4月から創設をする考えでおりますので、これにつきましては、改めて3月議会に御提案申し上げ、もろもろ御意見を賜りたいと思うところでございます。

教育委員会とされまして、先ほども答弁をされたと思いますが、さつま町奨学金の返還制度を見直し、定住施策の一環としまして、平成30年度から新たに町の奨学金を受けて、高校、大学に進学した方が一定の条件を満たして、定住をされる場合には、卒業後に返還した奨学金に対しまして、助成をするそういった支援制度も新たに創設をしてまいりたいという考えでおりますので、これについても、先の全員協議会でも御説明いたしたところであります。

そのほかの教育関連につきましては、教育長から答弁がございます。

それから、2番目の教員の勤務実態について、長時間労働という問題が出ておりますが、私のほうからは、教育の振興充実のためには、未来を担う児童生徒の教育にかかわる教職員自身が健康で高い使命感と意欲を持って教育に取り組んでもらえるような、環境づくりをしていかなければならないと考えております。

町内の小中学校では、約200名の先生方が、さつま町の児童生徒のために日夜頑張っていただいておりますので、それぞれの卓越した指導力を大いに発揮をしていただくように、期待をいたしているところであります。

教職員の長時間労働の改善とか働き方改革については、現在、文科省でも論議されているところでございます。今後改善に向けましたガイドラインの策定など、具体的な取り組みが推進されるものと考えております。本町の状況については、後ほど教育長に答弁をしていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

## ○教育長（原園 修二君）

教員の勤務実態についてであります。ことし4月に公表された文部科学省の教員勤務実態調査によりますと、議員御指摘のとおり、全国でいわゆる過労死ラインと言われている1カ月の時間外労働が80時間を超える教諭が小学校で33.5%、中学校で57.6%に上るという結果が出ております。

お尋ねのあった本町の教職員の勤務状況ですが、直近の10月に実施しました、町教育委員会の調査では、1月の時間外労働が80時間を超える教職員が、小学校で4.7%、中学校で4.5%となっておりまして、全国のデータよりかなり低い数値となっております。これは、全国データが土曜日、日曜日を含んでいるのに比べまして、本町は土曜、日曜の分を計上していないことによるものと思われませんが、平日分について見ますと、1日の時間外勤務時間は1時間30分程度であります。また、教頭の時間外勤務は、大部分が平日分だけでも1月で80時間を超えており課題となっております。

現在、各学校においては、年に3回労働安全衛生委員会を開き、働き方や職場環境の改善に勤めているところですが、教育委員会といたしましては、今後、現在実施している定時退校日や週1回の以上のノー部活動デイの設定、報告文書の精選等をさらに積極的に推し進めるよう、学校を指導してまいりたいと考えております。

[教育長 原園 修二君降壇]

### ○柏木 幸平議員

まず、若者の定住についてですが、先月下旬の新聞報道によりますと、鹿児島労働基準局から県内就職希望の高校生の内定率が昨年より2.2ポイント増え、81%になったようです。これは、平成に入って4番目の高水準であり、10月末までの80%超えは25年ぶりとのことであります。

このような県内希望者が増加する傾向には、人手不足の影響で県内企業の採用意欲が高く内定を早く出すようになった影響があるのではないかとありますが、一方では、平成26年3月卒業の3年後の離職率、平成26年に卒業した高校生がことしの3月で、高校生が離職したのが43.7%となっているようであります。

高校生の県内の求人が多くなっている反面、離職率も上がっている状況のようですが、本来なら高校で自分に最適な進路を決めて、就職となった場合は、自分に合った職業選択をしなければならぬわけですが、結果は、離職率のとおりのものであります。

そこで、その前の段階として、中学校での生徒の進路の考え方や職業体験、そして、先生による進路指導等はどうに行われているのか、教育長にお伺いをいたします。

### ○教育長（原園 修二君）

本町の子供たちが高校や大学等を卒業後、本町に残って活躍することは、人口減少の克服、地域経済の活性化など、地方創生にはなくてはならないことであり、このことは本町の大きな課題であると認識しております。

中学校の進路指導ということでしたが、教育委員会といたしましては、郷土のよさを実感し、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する児童生徒を育成するために、本町の郷土教育「さつま学」を重点施策に設定をして取り組んでいるところであります。

具体的には、郷土の自然歴史や伝統文化、産業等をまとめた「さつまカルタ」の作成や本年度から実施いたします「さつま検定」などの実施、大学生を講師に迎えての「さつまっ子チャレンジ教室」などを実施しております。

お尋ねの中学校の進路指導ですが、進路指導では、職業に関しては、勤労の意義、職業観の醸成、そういったものをメインといたしまして、主に、町内で活躍されている経営者等を講師に招いての話を聞いたり、地元の産業経済等について学ぶ学習を行っております。

薩摩中央高校との連携にも力を入れておりまして、毎年の中中高の研修会の開催、それから、薩摩中央高校を会場としての「さつまっ子チャレンジ教室」の開催、そして、来年度は、全中学校が薩摩中央高校での体験学習を行う計画を検討しております。

中学校の進路指導では、こうした体験的な活動を通してながら、先ほど申しましたが、働くことの意義、大切さ、そういったことを勉強することがメインになっております。就職に直接連携する部分、例えば、高等学校とか専門学校とか、そういったところに関しては、教育委員会はちょっと直接、管轄をしておりませんので、子供たちの職業観の育成、先ほども申しました、そういったものを醸成していく、働くということが一番のメインになってくると思います。そういうことを具体的な体験、話を聞いたりすること等をしながら、醸成していこうというふうに考えているところであります。

#### ○柏木 幸平議員

今、教育長の答弁の中に、勤労の意識という一番そこが足りないの、そういう離職とかがつながつているのかなという面があります。企業のほうの労働の条件等もあるかと思いますが、生徒たちにすれば、その意識をそういう教育の中で取り入れて、教えていただければ、少しでも離職率が高くなる状況にならないのかなという思いもあります。

また、町内企業を知ってもらうために、今後また、先ほど、町長の答弁でありましたけど、企業見学会等も取れていただければ、また町内の企業を知ってもらうという面ではいいのじゃないのかなと思っております。

それでは次に、先日、平成28年度総合振興計画実績調書より、子育て支援にさつま町がどれだけ事業費を出しているのか、担当に調べていただきましたが、このとり支援事業など、妊娠から幼児、小中学校の手当等も含めた高校支援対策事業までですが、このうち、高校支援対策事業には、町外の生徒も含まれているわけですけど、さつま町が子育て支援に1年間で一般財源が約4億8,000万円使われております。国、県ともあわせると、約14億2,000万円です。

このように大事に育てた若い人材が、都市部など町外への人材供給になっていることに複雑な思いがあるわけです。若者が故郷を離れ、町外に出て活躍していただくのも、さつま町の誇りですが、町内で育った子供たちが、地元に残り、高齢家族の介護や地域活動への参加、また地場産業への振興のために核として活躍していただければ、これまでのような急激な高齢化は緩和されたのではないかとの思いもあります。

町長は、現在総合的な人口減少対策をされて、評価しておりますが、町内のある企業におかれましては、高校の新卒者を採用し、新人研修等で時間をかけて育成しても、長続きしなければ、何もしないの、うちの会社は経験を積まれた中途採用や先ほど町長の答弁では168名ということでしたが、外国人技能実習生を使ったほうが、即戦力になり業績も上がるので、来年は、1社の方は、現在20人いる外国人技能実習性を30人に増やす計画であるとのことでありました。

また、町内の企業で、平成28年度新卒の学生を21人採用された企業もありますが、ほかは、1名から3名というのが数社あるだけで、ほとんどの企業が中途採用のようです。

このようなことから、先ほども町長も少し答弁の中であり、また、6月議会の三浦議員の答弁の中でも触れておられましたが、新卒高校生を何とか地元の企業に残す対策として、現在、町には企業立地促進助成金で雇用の助成金がありますけど、この雇用の条件の中に、新卒者を何人か入れる規定はできないものか、ということで、まずお尋ねをいたします。（発言する者あり）町長にお尋ねいたします。

雇用の中に新卒の高校生を入れられないかということです。

#### ○町長（日高 政勝君）

とにかくこの地元の若い方々が残っていただくというのが、一番ありがたいことですので、町でも、先ほど申し上げましたような新たな施策を出していくことも大事かと思っておりますし、今、既存の条例で定めております立地企業に対する補助金の中にも雇用者1人当たり

20万円ですかね、3名、4名雇用した場合は、そういうことで、助成金を出すようにしておりますので、これについてはもう新卒者も含めているわけでありますので、これは、条例でちゃんと雇用があった場合は雇用奨励金も20万円とかうたってありますので、これはもう従来と変わっていないと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、新たな施策としても、町単でこの条例とは別に新卒者が地元で就職をしたり、あるいは町外からさつま町に就職をしていただく場合は、本人と雇っていただいた企業の皆さん方にもそういう支援金をお出ししたらと、そういうことで、定住の促進が図れたらとそういう考えを持っておりますし、町内出身者が町内を転出しないで町内から町外に就職をした場合も、定住がある以上は、出しますよという考え方を出そうかということで御答弁したとおりであります。

○柏木 幸平議員

町単の今回、町長が考えられているそういうあれじゃなくて、現在、企業立地促進の雇用の助成金の中には、ほとんどが増設されたりとかして、年度の中途とかそういう関係になろうと思えますので、中途採用が多分多いと思うんですね。だから、そこに、今条件として、新卒者の雇用を入れられないかという質問であります。

○町長（日高 政勝君）

既存の企業立地促進の条例の中では、特段、中途であるとか新卒とか、そういう使い分けをしてございませんので、新卒者も当然対象になっているというふうに考えていただければよろしいんじゃないかと思っております。

○柏木 幸平議員

だから、規定をしていないから、そこに新卒者を規定できないかという質問であります。

○町長（日高 政勝君）

企業立地を、例えば、町内も対象ですけれども、新たに企業立地をされて、あるいは、立地後、増設をされて雇用をされる場合については、その雇用者1人当たり20万円とかそういう決め方がありますから、新卒とか中途採用とそういう使い分けはしていないので、新卒者も当然該当しますよということで、御理解いただきたいと思えます。

○柏木 幸平議員

私が言いたいのは、そこは判るわけです。誰でも対象になりますよというのは判りますけど、そこをあえて新卒者を幾らか入れるという、そういう条件の話をしているわけです。新卒者をその採用の中の枠に、これだけは入れなさいよという、そういう意味の質問であります。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃることは今判りましたので、とにかく、要は、企業さんのやっぱり技術の関係とかいろんな思いがあるわけで、新卒者で全く技術がなくても受け入れられるという枠も当然あるかと思えますけれども、また、場合によっては中途採用者のそういう技術を持っていた方々を採用したいとか、それぞれ企業さんの思いというのがあるかと思えますが、雇用する枠の中に3人とか4人以上というかありますので、そのうちの1人か2人は新卒者にしてください、そういう意味ですよ。

そこは、しかし、企業さんにとっては、それによってなかなかやっぱり会社の経営というのがありますので、熟達した技能の方でなければ、補助金がもらえないとか、新卒者でなければ会社の都合で技能の熟達した方が欲しいのに、新卒者を入れるわけはいかんとしたときに、補助の対象にならないということになってしまいますので、せっかく立地をして増設をしても難しい、そういう判断にならざるを得ませんので、そこはちょっと検討の余地はあるなと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、そういう枠にはまれない、町単で新たなそういう雇用があ

ったときは、該当するような道を開いていこうと、いうことも考えておるといふわけでありませう。

○柏木 幸平議員

今回企業への助成それから個人への、企業は奨励金、それと個人には、2年以上就労した場合に就労支援金ということで考えていらっしゃるということですが、これのこの範囲は企業だけなのか。今病院とか福祉施設なんかも労働力が不足しているということでありませうが、それとか、先ほど、上野議員のところの保育園とか、そこあたりのこの境というか、その決め手は、どこまで考えておられるのかをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

企業は、あくまでも、ものづくりとかそういうことを考えておりますけれども、そこは、具体的にまだまだどういふところを対象にするかについては、もう少し、詰めをする必要があると思っておりますので、今の段階ではまだ明確にお答えすることはちょっと差し控えをさせていただきたいと思ひます。

2年以上というの、先ほどありましたとおり、今のこの若い人たちはいろいろ企業さんの社長さん方のお話を聞くと、なかなか定着率が悪い、離職率が高いということをおっしゃるんです。もう3カ月もしたら辞めてしまうとか、1年もしたらもう大部分が辞めたとか、なかなか根気というか何か定着率が悪いということはあるので、何カ月もして、また、助成金を出すとなると、町の財政の都合もありますので、少なくともやっぱり2年以上はそこにしっかりと定着をして、企業のためにもさつま町のためにも定住をしっかりするんだと、そこが確認できなければやっぱり無駄な予算の支出になりますので、そういう条件も考えているところであります。

○柏木 幸平議員

薩摩中央高校には、福祉科もありますし、やっぱりそういう新卒者を企業限定じゃなくして、そういう就労支援の枠を新卒全体に行き渡りするような政策で行ってほしいと思ひます。

これについては、もういろんな、まだ質問が予定したのは、もう町長が、大分、言われましたので（笑声）、もう、この件に関しては終わりたいと思ひますが、やはり我がまちとしては、子育てと高齢者の介護だけまちがして、肝心なところのそういう若者が流出している現状がどうにかできないのかという思ひで、この質問をしました。若い人たちがさつま町で働いて、さつま町で結婚し、そしてまた、さつま町で安心して子育てができることを期待しているわけです。

次に、教員の勤務実態についてですが、教員の長時間勤務が明らかになって、教員数の増員を求める声が強まる一方で、産前産後の休業や、育児休業を取得する教員が増えているが、代替の教員が十分に確保できなくて、法律で定める本来の教員数が満たされていない状況があるとの、この新聞報道で見たわけですけど、そのような状況が本町にもあるものかお尋ねいたします。

○教育長（原園 修二君）

お尋ねのありました育休、産休代替に関してですが、現在のところでは、本町の場合では、代替を取ることに限ってはスムーズにいつているというふうには判断をしております。

○柏木 幸平議員

了解いたしました。現場あたりは、そこあたりは完全に加配されているということでは理解をいたしました。

次に、教員の処遇改善を検討する特別委員会の中間報告の中で、教員の業務見直しが掲載されていましたが、それには、業務の見直しとして、学校以外が担うべき業務、それと学校の業務だが外部人材が担うことを積極的に検討する業務、それと本来の学校教員が担う業務との、この3つぐらいに分類したとのことでありました。そして、教育委員会に対しては、タイムカードによる教職員の勤務時間の把握とともに、全国では、小中学校で3割弱とのことですが、勤務時間

に上限を設けることで、今後町村単位で達成状況の公表を求めることも視野に入れるとのことですが、現在はどのような先ほど、80時間以上が教頭職とかもありましたけど、どのような管理をされているのかお伺いいたします。

#### ○教育長（原園 修二君）

先ほどありました中教審の案でいきますと、学校以外が担うべき業務、負担を軽減する業務とありますが、今までは、どちらかといいますと学校以外が担うべき業務として出されたもの、例えば、登下校に関する対応であるとか、放課後から夜間の見回りとか、児童生徒が補導されたときの対応、こういったものなどの本来的には今までほとんど学校の仕事の範囲内というふうに捉えてきましたが、こういったものの負担を学校以外のところをお願いするようなふうにして、軽減をしていこうというようなふうの流れだろうと思うんですが。

ここで、出ております。例えば給食費などについては、もう今、センターのほうで一元化されていますし、こういったことに関しての業務の見直しというものは徐々になされてきているというふうに思っています。

教頭の勤務時間が長いということが、出ておりますが、80時間ぐらい過労死ラインのところを超えているのが、小中学校が13校ありますが、大体8校ぐらいで、大体それぐらいの例が出ているようです。

見てみますと、一番多いのは、教頭の職で多いのは、児童生徒が登校するあるいは、一番先に教員が出勤するその前の段階で鍵を開けるというのがありますが、大体7時前、7時後に出勤する教頭は多分いないというふうに思っています。それからあと、勤務終了後になりますと色々な指導もありますし、それからあと教頭の大きな仕事として、校舎の管理ということがありますので、全部が出たあとで施錠をするということがあります。それから、一番最後の職員が出ないと施錠ができませんので、それもどうしても長くなりがちです。そういうところがありますので、定時退校日というものを設けておまして、週に1回、例えば学校で設定するわけですが、6時半なり6時なりというのを決めて、それを目標として全員が退校するようなふうにする。あるいは、施錠に関しては、場合によっては、1週間に1回とかそういった場合は、校長先生と相談をしながら、交代でやってもらうとか、そういったことをしながら、教頭の拘束されている時間を少し軽減できるようなふうな取り組みもしているところです。

このガイドラインが後ほど出てまいります、学校が負担すべき領域、それから、負担を軽減すべき領域、当然学校がなすべき領域、こういったところの線引きというのは、これまでなかなか難しく、ほとんどが学校が担ってきたというのが、経緯がありますので、そこら辺は見直していくというのは、大変望ましい方向になってきているのかなあとというふうに考えておまして、ガイドラインが発表されたものを受けて、また県のほうでも指針が出るとは思いますが、それを参考にしながら、本町の実態に合わせたような形で、軽減というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○柏木 幸平議員

今後の国のガイドラインとかそういうのも当然あり得ることなんですが、これ、町長にですけれど、教育委員会との連携をして、一挙には難しいのかとは思いますが、鍵のあけ閉めとか、そういうのを管理会社に委託するとなれば、相当な費用もかかると思うんですが、そこ当たりの教育委員会と町長、行政のほうとは、話し合ったことはないですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

やはり、新聞報道にもありましたとおり、非常に長時間勤務ということが、話題になって、いろいろ議論になっておるわけでありましてけれども、町内のところでの、特に教頭先生、やっぱり

校舎管理というのがありますので、朝、やっぱり鍵あけをしたり、そしてまた、皆さんがお帰りになったあとの校舎の戸締りとかそういう作業があって、そういう勤務時間になっておるようでございます。

この辺も、なら具体的にどうするかということについては、特段、教育委員会と協議をしたという経緯はございませんけれども、今後の勤務の働き方改革ということも出されておりますけれども、どういうことがいいのかについては、またいろんなほかのところの取り組みとか見ながらまた協議は進めてまいりたいと思っております。

#### ○柏木 幸平議員

今、ほかのところの参考や国のガイドライン、確かに財政の状況等も考えるとそういう慎重にならなければならないかとも思うわけですが、やはり、行政と教育委員会と一緒に協議をできるやっぱりこれまでもされてはいると思うんですが、そういうさつま町独自の教員の働き方改革、そういうのを立ち上げとか取り組む、そういういったので、また改善される部分もあるかと思うわけですが、独自のそういう国の方針じゃなくて教員の働き方改革を進めるそういう考えは町長にないかお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

御案内のとおり、教育委員会と町のあり方については、これまで法の改正がありまして、総合教育会議という形で、町が主体になって、そういう教育委員会の委員の皆さん方と一緒に語る機会がございますので、そういう機会に一つの課題として話し合うということは、もうできるかと思っておりますので、この辺については、引き続きどういう形で取り扱いについては、いろんな調査もしながら踏まえていく必要があるかと思っております。

#### ○柏木 幸平議員

難しいところもたくさんあろうかと思いますが、教員が本来の授業や学習また生徒指導に専念できる環境ができるように一体となった取り組みを強く要望をして質問を終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

[岩元 涼一議員登壇]

#### ○岩元 涼一議員

通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、平成30年度から始まる新たな米政策についてであります。

これまで国の指導により実施されてきました減反政策にかわって、集荷団体や生産者自身が自主的な作付管理を行うような制度に改めるとされています。

国内全体の自給バランスをとるため、これまで一定の面積に米ではなく、別な作物を作付するなどして、米の生産量を抑制する減反政策がとられてきましたが、来年度から、目標数値による制度管理に国は関与しないとしています。稲発酵粗飼料いわゆるWCSや飼料用稲などの政策的な作目の導入により、国全体で食用米の生産量が減少した結果、ここ3年間で米の価格が上昇してきていることが背景にあるのではないかと思います。

国は、情報提供などの支援は続けていくとしていますが、制度が大きく転換することに対する生産者サイドの不安はぬぐえません。

またこの政策的作目は助成金があって初めて成り立つ作目であることから、その裏づけとなる交付金がなくなれば、当然、主食用米の生産に回帰して過剰作付、価格低下につながることは否定できません。それによって米生産農家が減少、耕作放棄地が増加するといった悪循環に陥るの

ではないかと危惧するところでもあります。

国は、18年産と同様の取り組みをしていけばこれまでと変わりはないとしていますが、国の関与がなくなり、7,500円の直接支払交付金も廃止されることから、全国の動向は見通せないのが現状であります。

本町においては、集荷団体と水田再生協議会において、これからの具体的な作付面積などを協議しなければならないと考えますが、町として今後どのように関与し、進めていくことになるのか、お伺いをいたします。

次に、WCSの栽培に対する指導についてであります。

WCSにつきましては、先ほど申し上げました米政策の一環として導入され、もみを収穫する前に刈り取ることで、主食用米の生産量を減らし、一方で、刈り取った稲わらを生産牛の飼料として与えることにより、国内産飼料の自給率を高める効果もあります。

最近では、同様の施策として飼料用米も導入され、全国的にはその作付も飛躍的に増加し、主食用米の価格を下支えする意味で一定の効果を上げているのではと思うところです。

しかしながら、WCSにおいて、栽培者の管理不足と思える圃場が存在し、雑草の繁茂や害虫による隣接圃場からの苦情をお聞きします。

当然WCSに取り組む栽培者は事前に講習会等に参加し、管理の仕方や同意書の添付など、基準を満たさないと取り組めないことになっていると思いますが、一部にはそういった圃場が見受けられるのが実情のようです。

栽培管理などの指導についてどのようにされておられるか、お伺いをいたします。

次に、給食費の助成についてであります。

6月の定例会において、町長がマニフェストで掲げられた給食費の助成について伺ったところですが、そのときの答弁においては、補助金交付要綱等を精査、検討し、早い時期に具体化させたいとのことであったかと思えます。その後の協議がどのようになったかお伺いをいたします。

次に、避難所の再指定についてであります。

永野区におきましては、これまで、永野交流館、永野小学校が避難所として指定されていた時期がありましたが、土石流が発生する危険性のある地域にあることから、避難所としては不適合との判断から、指定解除され、薩摩農村環境改善センターが新たな避難所として指定されています。

一時期においては、JA永野支所も避難所として指定されたことがありましたが、JAの機構改革により、支所が廃止されたことから、避難所としての機能を果たせなくなっていたところでもあります。

今回、JAでは支所跡を民間企業に売却されたところではありますが、購入された企業からは台風時などの避難所として住民の皆さんに開放しても差し支えないとの厚意をいただいているところでもあります。

企業との協定を締結し、緊急時の避難所として指定することはできないかお伺いをいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから、3項目にわたりましたの御質問をいただきました。それぞれお答えをさせていただきます。

まず、米政策についてでありますけども、新たな米政策への取り組みへの対応についてであります。本町の農業の基幹作物の一つであります水稻につきましては、国が米政策を平成30年度

より、大転換の改革を進めるということになっております。米政策の動向につきましては、既に、報道等で公表されておりますけれども、全国的には、米の需要量が8万トンずつ、毎年減少の傾向にあるということであります。

米からの転換が加速している状況にあります。

その結果、平成26年度までは、米の作付面積が超過していたものの、平成27年度から本年度までの直近の3カ年におきましては、生産数量目標に達する超過は解消をされております。

本町においても水稻の作付面積が減少の一途になっておりまして、毎年数十ヘクタールずつ縮小をいたしている状況にあります。本年度の見込みも生産目標面積の1,577ヘクタールに対しまして、水稻を作付をされました面積は1,353ヘクタールの見込みでありまして、約224ヘクタール少なくなっております。

一方、転作作物におきましては、WCSのこういった稲を中心にいたしまして、飼料用米、あるいは、加工用米が面積、農家数ともに増加傾向にあります。

国の施策、転作、あるいは動向に合わせるような形でこの米からの転換が加速をいたしておりまして、しばらくは、この状況は続くと考えております。

平成30年度からは、米の直接支払いの終了に伴いまして、米の生産数量目標が撤廃をされるということであります。先ほどの議員の中でも出てきたところであります。それにかわる指標としまして、生産の目安が国から提示をされていくことになります。

一方、民間主体での生産調整を行う全国組織のものづくりという動きもありますけれども、県内におきましては、まだ、この地元農協での検討は進んでいない状況にあります。

また、本町の現在、設定をされております生産目標に対しまして、220ヘクタール以上の作付が少なくなっている状況にありますので、稲作農家に対しましての目標値としての意味合いがだんだんと薄れてきているのも現実でございます。

町としまして、これまでの国の政策で、米にかわる戦略作物等の推進については、30年度以降も戦略作物助成とか、あるいは産地交付金の制度が存続をしていくということが示されておりますので、引き続きこれらの推進も図っていきたいと考えております。

町の再生協議会におきましては、これまでどおり、水田フル活用のビジョンも策定もしておりますので、各農家への水田の営農計画書の作成についてなど、事務事業は継続してまいりたいと考えております。

さらにおいしいさつま米の生産についても、農協などの関係機関とともに推進を行って行きたいと考えております。

次に、WCS等の導入によつての栽培者に対する指導でございますが、本町のこの米政策推進の中で、先ほど申し上げましたとおり、WCS用の稲が年々年を追うごとに面積が増加をしております。米にかわるいわゆる耕畜連携の中で進められておるわけでありまして、28年度で、農家数230戸、取り組み面積が187ヘクタール、これが、本年度の見込みとしましては、農家数は6戸減りまして224戸、面積においては逆に199ヘクタールということで、12ヘクタール増えている取り組みでございます。

さつま町の農業再生協議会におきましては、WCSの今のこの稲が、交付対象となった当初から毎年4月に町内の3カ所で説明会を開催をいたしまして、制度や栽培管理について指導を行つてきておるところでございます。

生育から収穫に向けましては、圃場調査と管理指導を個別に行っております。最終的には、刈り取り後の確認も実施をしております。

圃場の状態、あるいは稲自体の生育の悪いものについては、農政局とともに現地に出向いて確

認をいたして、ほかの作物と同様に交付金の対象外として取り扱いを行っております。平成29年度での対象外は、戸数で12戸、筆数で23筆、面積で2.3ヘクタールになっているところでございます。このように、国の指導に基づいた基準に基づいた取り扱いを本町では行っております。

また、課題としましては、生産体制は確立されつつはありますけれども、収穫体制については、基本的に畜産農家の収穫能力によるところが大きいわけございまして、例えば、収穫おくれによって製品の品質低下とか、あるいは、除草とか防除、こういった管理に負担が発生するために、さらなる効率化というのが、今後は必要になっていくと考えているところでございます。

今後、この課題解決に向けまして、再生協議会の関係機関と協議を重ねまして取り組み農家へは説明をしていきたいと考えております。

次に、給食費の助成の関係についてであります。

先ほどもいろいろと論議があったところでありますが、給食費の一部助成という表現をしておりますけれども、この辺はどんな形にするか今協議をいたしておりますけれども、保護者のとにかく経済的負担を軽減をしたいということでございます。安心して子育てができる環境を整備をするとともに、少子化対策の推進に資するというので、行っていきたいと思っております。

協議の経過といたしましては、これまで、学校給食センター内での検討会とか教育委員会での協議とか、そしてまた、役場のそれぞれの関係課での協議、そしてまた、三役の調整会議なども経ているところでございます。

今、考えておりますのは、一部助成という考え方もありますけれども、やはり中には、給食費の未納とかいろんな取り扱いをどうするのかという課題もございますので、非常に、取り組みについて、事務的にも煩雑という面がございますので、今の段階では、町のほうで賄い材料として、予算に計上をして、町が持つ分については、予算計上をしていきたいという考え方で、残りを保護者の方が、それぞれ、給食費として納めていただくという、そんな方向がいいのかなあというふうに今詰めをいたしているところでございます。実施時期については、30年の4月1日というふうに考えております。

それから、避難所の指定についてであります。

永野区内の指定避難所について、民間企業が購入をされましたJA永野支所跡を避難所として、指定をすることはできないかということでございますが、永野地区の町の指定避難所として活用されておりました永野小学校あるいは永野交流館につきましては、土砂災害の警戒区域の指定が、その後、なされまして、特にイエローゾーンということでございます、避難所として使えなくなったという事情がございます。

このため、薩摩農村環境改善センターを初めとしまして、場合によりましては、観音滝公園の指定管理者とも協議をしまして、そこの一部の部屋を使う、あるいはJA北さつまに御相談をいたしまして、交流センターとかあるいは永野支所を避難所として、その都度連絡の上で利用させていただいているところであります。

ただ、JA北さつまの永野支所につきましては、支所の廃止後民間譲渡などの手続が進められていることを伺っていたところです。議員御指摘のとおり、この譲渡手続きに永野区に立地されております地元のアロン電気株式会社様が行動をされまして、契約等がもう既に進められたというふうに伺っております。

アロン電気株式会社さんとは、かねての事業活動の傍らでいろいろな社会貢献事業にも積極的に携わっていただいております、かねてから感謝をしているところでございますが、今回も地元の要請を受ける形で、避難所への利用につきましても、同意をいただいているというふうに伺

っております。民間施設を指定避難所に指定すること自体は特段問題はないと考えますけれども、町の指定避難所となりますと、避難所としての年間の利用状況はほとんど実績はないわけですが、時を選ばないと、災害の発生に都度ということがございますので、日常の鍵の管理とか、あるいは幾つかの課題等もあろうかと思っておりますので、こうした課題につきまして、同意が得られる範囲内で、措置となることも予想されますが、地元の皆さん、企業の皆さんと相談を進めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な協議につきましては、12月の中旬以降の週で協議を進められるように企業さんとは話をいたしているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時55分

---

再開 午後 1時03分

---

○議長（平八重光輝議員）

予定時刻より少し早いですけれどもおそろいですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○岩元 涼一議員

いろいろプレッシャーがありますが、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長のほうからの答弁もありましたように、制度自体はそれほど変わりがないということでございましたが、この転作が廃止ということになれば、当然、確認検査とか、そういうもの、再生協議会がこれまで果たしております確認検査等についてはもう、する必要がないという解釈でよろしいか、ちょっとお伺いいたします。

○農政課長（四位 良和君）

今、議員御質問の転作の確認ですけれども、これにつきましては、1反当たりの7,500円はなくなります。転作等については確認をしていきたいというふうに考えているところであります。

○岩元 涼一議員

配分がないとなれば、その確認自体も必要になるのかどうか。7,500円も当然廃止されればなくなるわけですから、そこら辺については、確認は続けていくということですね。

○町長（日高 政勝君）

この10アール当たり7,500円の支払い交付金はなくなりますけれども、やはりそれにかわるような、水田フル活用のいろんな産地交付金を活用した、そういう転作の助成金はあるわけでありますから、そういうことについては、やっぱりしっかりと確認をするということが必要かと思っております。

○岩元 涼一議員

当然、そういう別な作目はあるわけですから、それについては現地確認も必要であろうかと思いますが、これまでは町全体で県からそういう配分面積があったわけですが、町全体でクリアしている面積も以前からすれば大分減ってきている関係からいたしまして、農家が作付したい面積を申告すれば、これまではそれが認められたわけですが、これからは当然同じように、農家自体がこの面積を作付したいというようなことで申告といいますか、そういうものも必

要かと思いますが、そこら辺については、これまでと同様という理解でよろしいですか。

○町長（日高 政勝君）

米政策のいろんな関係につきましても、転作の関係については、やっぱりある程度やっていかないと、米の主食用米をまた作付を開始をしていくとなると、当然、価格が低下をしていくということになりますので、やはり従来と同じような取り扱いを、1つのめやすというのは示しながらやっていかないと、価格がまた低下をして農家の経営に響いてくるということでもありますから、先ほどありましたとおり、産地交付金とか、WCSとか、そういうこともありますので、一応のめやすというのは示しながら農家には提示をして協力をしていただくということになろうかと思っています。

○岩元 涼一議員

今、町長のほうから出ましたように、ある程度の誓約といいますか、そういうものがなければ全体的な作付、主食用米の作付にまた移行しますと、価格の暴落、そういうものにつながってきますので、そういう管理というか、そういうものは必要であろうという気が私もしております。

農家が一番危惧するのは、町内だけではなくて全国の話になってきますけど、そこで過剰米が発生すればということでございます。それに、国がこれまで関与していたものを関与しなくなるというような話でございますので、そこ辺について、国はですけれども、それがひいては各自治体まで、そこまでなってくるという、それこそ收拾がつかなくなるような形になるような気がしますので、そこについては、これまで同様、関与していきたいということでございます。理解します。

それに伴いまして、それぞれの産地で自主的な作付等がこれから推奨されますので、それについては、やはり本町の特産といいますか、そういう米については、売れる米づくり、良質米の生産、そういうものに重きをおいて今後はしていかないといけないのではないかなと思います。それにはJAもでしょうけれども、行政もある程度の関与が必要かと思いますが、そこ辺については今後どのように考えておられるか伺います。

○農政課長（四位 良和君）

議員のほうから質問がございました売れる米づくり、おいしい米づくりという観点につきましては、先般、農協のほうとも少し協議をいたしました。農協のほうでも、いわゆるブランド米と業務米との二極化を図りながら販売体制に強化をしていきたいというような考えをもっているようにあります。

例えば、おいしい米づくり等につきましては、仮渡金に300袋以上ある場合にはプラス300円すとか、あるいは500袋以上には500円上乗せをして農家の飯米の集約化を図ったりとか、あるいは、加工米等についても、現在、取り組み等の量も増えておりますので、こういったものを焼酎用の米として販売していきたいとか、あるいは、現在販売等もされていますが、かるかん等もされておりますので、そういった形で安定的に、そして、量を確保しながら販売に取り組んでいくという方向も出せておりましたので、行政としても、この辺については連携しながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○岩元 涼一議員

29年産につきましては、最終的な結果が出ているか、ちょっと私も聞いていないところですが、本町のヒノヒカリについての一等米比率も相当今回は高かった、あきほなみもですけども、相当高くなっている、昨年と比較できないくらい高くなっているということでございます。

それはやはり気候的な問題もあろうかと思いますが、やはり農家自体の生産意欲、そういうものがあってこそということだろうと思います。行政もやはりそういうところについては支援をし

ていていただきたいと。

それと、先ほど町長のほうから収入保険も出ましたけれども、収入保険につきましては、この青色申告をしている農家が対象というようなことでございますが、青色申告については、1年前から申請してというような制約があるかと思いますが、そこについては、30年産からとなりますと、今、青色申告をしたいというような申請をしないといけないかと思いますが、そこ辺については、されていない農家に周知するとか、そういう方法はどうか、お聞かせください。

#### ○農政課長（四位 良和君）

御質問のありました収入保険の制度の関係ですけれども、この部分については、まだ少し制度の説明等が私どものほうにも未確定の部分があります。今、議員御指摘のとおり、収入制度につきましては、農業経営体の全体を対象としてセーフティネットということで示されているわけですが、今後、制度が具体的になってきましたときに周知等を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

本日の新聞紙上等によりますと、2018年の秋から加入申請が始まるということですので、情報をいち早く収集しながら農家への普及啓発を図ってまいりたいと考えています。

#### ○岩元 涼一議員

当初は青色申告を5年以上申告している農業者が対象というようなことでございましたけれども、今度1年目からというようなことでございますが、青色申告にしましても、1年前に申請して青色申告をしたいというような申請をしないといけないというような話だと思うんですが、そこについては、30年産からとなれば、今でしていかないと、その対象に、セーフティネットにかからないということになりますので、そこについても農家のほうへの周知というか、そういうものはしていかなければならないだろうと思います。

先ほどから言っておりますように、生産量が増加することによって米の価格が低下しますと、生産現場の意欲というか、そこが失われますと、高齢化と後継者不足のなかにおいては、やはり耕作放棄地とか、そういうものにつながってきますので、全体的な中で考えていかなければならないと。

先ほど言いましたように、国は数量目標等は設定しないというようなことでございますので、行政とされても、生産者団体、集荷団体、そういうところと連携をしながら、良質米の生産、そういうものにつなげて、どうしても本町は水田が今のところ主体ですので、そこを守っていけるような方策というものを町としても当然考えていかなければならないと。それは私が言わなくても、当然、町長のほうは考えておられる事であろうかと思えます。

それと、今現在、担い手、大規模農家だけが対象となったような施策というものが多いわけですけれども、やはりそこだけで維持できる問題ではありませんので、兼業農家といいますか、そういう農家の方々、これも同時に維持活動に参加できるような体制づくり、今、多面的機能とか、そういう形で制度はありますけれども、やはり兼業農家、こういうのを育てていくのも1つの大きな継続、本町の農業が継続していくためには必要なことだと思うんですが、そこ辺については、町長、どのようにお考えですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

国の考え方としましては、非常にこれから国際的な農業との競争というのが出てきますので、それに対抗しうるような大型農家の育成というのは大きな課題になっておるようでございますけれども、ただ、現実的に、地方においては、日本の場合は特に北海道の場合と違って起伏に富んだ農地でありますし、面積的にも狭いわけでありまして、その中には、大規模農家というのは本当に限られてくるし、農村社会、そして、また地域農業を守るためには担い手の農家の育成、

大規模に限らず担い手育成というのは非常に大きな課題になっておりますので、それについては、さつま町としましては、国の基準以外にも町にふさわしいそういう対策を講じていく必要は十分考えているところであります。

**○岩元 涼一議員**

町長がそういうのは全部お判りの上で施策を進めておられるわけですので、私が申し上げるまでもないんですが、やはり、それぞれ各地区に人・農地プラン、それから、農業を語る会等がございますので、その中にその地域で頑張っておられる兼業農家、そういうものもピックアップしながら、大規模経営者だけではなくて、認定農業者だけではなくて、そういう地域におられる方々も取り込んでいけるような政策を進めていただきたいと思いますところであります。

次に、WCSですけれども、先ほど合格しなかった12戸、2.3ヘクタールでしたっけ、昼食時間を挟みましたので、私が書いているのは2.3ヘクタールと書いているようなんですが、それについては、検査に合格しなかった理由等についてはどのようなものであったのか、お知らせください。

**○農政課長（四位 良和君）**

WCS用稲作につきましても、農水省の指導の中では主食米並みの管理をすることというふうになっておりますので、再生協議会のほうで確認した際に、あまりにもひどいといいますか、そういったものについて、農水省の農政局等とも連携を図りながら、今ありました12戸、約2.3ヘクタールですが、のものを対象外としたところであります。

なお、議員御承知のように、既に農水省のほうから直接交付金のほうは支給されますので、どの程度が対象外の額になったとかいう額は、ちょっとこっちのほうではつかんでいないんですが、本町としては、今、町長のほうから答弁でありました対象農家と面積を対象外に29年度はしたということであります。

**○岩元 涼一議員**

これについては、再検査とか、そういう制度はないわけですね。例えば、1回検査に行って、これでは検査にとおりませんよと、猶予を10日なら10日あげますので改善すれば検査に合格しますよというような指導があるのかどうか。

**○農政課長（四位 良和君）**

再生協議会のほうでは、収穫に向けた現地調査を行っているわけですが、その際に管理指導等も、個別の農家に厳しい、いわゆる圃場がしっかりしていないところについては指導もしております。いきなり対象外にするということではなくて、今、議員のほうからありましたように、指導を行った上で、それでも改善が見られなかったという圃場について、この交付の対象外にしたというものであります。

**○岩元 涼一議員**

このWCSの制度、これにつきましては、相当年数が経っているわけですが、俗に言う捨てづくりを防止するというのが一番必要なことになってくるかと思いますが、その中で、先ほどおっしゃいました、当然、作付米の指導も町内3カ所において、出席していただいて指導されるんですが、あくまでも性善説といいますか、そういう管理をしなさいと言うだけであって、細かく個別に、途中で検査ができないわけですから、最終的には当然されるんですけれども、やはり、雑草の繁茂とか、それと、虫、防除の不徹底によって、農家自体はWCSを刈り取りされて検査は通るかもしれませんが、そこに発生した害虫、そういうものが隣接する圃場等に侵入すると。これは、それぞれ背中に名前でも書いてくるわけでありませんで因果関係はわからないところなんですが、しかし、普通、常識的に考えたときに、その圃場の、WCSが刈り取

りされたあと、隣接する圃場にそういう被害が発生したというような事例があれば、当然、因果関係が疑われるわけです。

そこら辺について、もう少し徹底した指導、発生がないようにというようなことはできないのか。当然、管理をしていますといわれればそれだけのことなんですが、隣接する圃場の方なんかは、管理体制等もよく見ておられるわけですので、こういう実態だよというようなことも伝え聞いたりするわけですが、そこら辺について、もう少し厳しくというか、そういうものはできないのか。

#### ○農政課長（四位 良和君）

今、質問の中にもありましたように、毎年、4月の時点で町内説明会をして、これは関係機関とも、JAや普及所等も含めて、作付の説明や生育管理について指導を行い、そのあと確認検査を行っているわけですが、普通米並みの管理をするということで、消毒適期についても一斉防除できるように防災無線等で流しているところであります。

先ほどありましたように、性善説に立って、そういうことがなされているものとして、その上で、圃場現場を確認した際に不適なものは対象外にしてきたわけですが、少し課題として考えられるところは、耕種農家が畜産農家へ刈り取りのおねがいをし、その刈り取りの時期までの間に虫が発生したという事例等も見聞きしておりますので、今後は、この耕種農家と畜産農家との連携と刈り取り時期のタイミングといたしますか、いわゆる畜産農家の刈り取りの能力を超えた、対象としては作付面積可能なんですけども、その間に半月も置いていたことで虫が発生したとかいう例も聞きますので、今後はこの辺の連携事業等についても少し検討をしてみたいと考えているところであります。

#### ○岩元 涼一議員

それと、本町の分につきましては、今、課長のほうからありましたように、いろいろな体制をとっておられるということですが、本町ではなく隣接自治体というような形になればここで質問するのもどうかと思いますし、町長も答弁はしにくい面があるかと思いますが、入作等で他の自治体から本町に来られた方、そこら辺について、相当程度検査体制が緩やかな自治体があるようにも聞いております。他の自治体のことですので、とやかく言う必要はないのかもしれませんが、住民からいたしますと、出元は国で同じ行政、そこに一種のダブルスタンダードみたいな基準があるのかというような声も出ているわけですが、ここでどうこうということではないんですが、県の協議会とか、そういうところで話が出ないものか、そこら辺はいかがですか。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに、今、担い手の農家の皆さん方が、大型経営の方が入作の方がたくさんいらっしゃいまして、本町でもそういう例があるわけですが、そのようなことで、検査体制もさつま町は非常に厳格だと言われておりますけれども、それが当たり前なんですけれども、確かにそういう見方がされておるようでありますので、差異があるというようなことで。

町の水田再生協議会の席上に農政局の職員の方もいつも出席をいただいておりますので、その際、私のほうからも実態として本町でも管理状況が徹底していないのではないかと、本町の場合と違っていると、非常に町民の皆さんからも苦情をいただいていると。それについては、やはり補助金を交付をさせていただく上では、均一な検査をするように指導を徹底していただきたいと、そこは私のほうからも申し出をいたしておるところでございます。

とにかく、私どもの町は御意見にありますとおり、水田地帯でありますから、やはり町民の皆さん、あるいは、さつま町をお通りになるほかの皆さんから見ても、非常に管理が行き届きだ

ということもありますと、いろんな影響もありますので、そこは強く申し出もいたしているところでもあります。

**○岩元 涼一議員**

担当課のほうにおかれましても、県の協議会、そういうところでも強く農政局のほうなんかにも要請してあるというような話もされておりますし、今、町長のほうからもありましたように、やはり町民から見れば同じ行政がやることでありますので、そこに二重基準みたいなものがあるてはならない、本町の基準が主食用米と同等の管理をするということで検査体制もつくっておるわけですので、それについて直接は言えないですから、さっきおっしゃいましたように、そういういろんな農政局との協議、そういう中でぜひつなげていていただきたいと考えているところ

です。  
給食費なんです、6月の答弁では補助金交付要綱をつくってというようなことだったんですが、今回は、先ほど諸材料費を町費で見るというようなことで減額していきたいというようなこととございますが、その材料費の負担をしてということになったのはなぜか、助成金事業ではなくということとございますが、そこ辺についてちょっとお聞かせください。

**○町長（日高 政勝君）**

当初はとにかく給食費の未払い等がないようにということで、全額払っていただいた方を対象にしながらか助成をしたいという考え方に立っておりましたんですけども、事務的に煩雑なところがありまして、なら、そういう形をとったときに、給食の未納者の方は明らかにプライバシーがなくなってしまうという面もあるとか、いろんな課題が出てまいりましたので、最初から町のほうで、町から助成に相当する額については予算計上をした上で、そのほかについて、保護者がそれぞれ給食費を納めていただく、そのほうがいいのかないかという感じがいたしておりまして、そういう形で、今、詰めをいたしているところでもあります。

そこについては、やはりしっかりと保護者の皆さん方には町からも少子化対策とか、そういう意味合いも含んでのこととありますということは年度当初で説明をしながら、そしてまた、年度初めは新しい保護者の方も出ていらっしゃると思いますので、しっかりと御理解をいただくような説明をしていきたいと、そんな考え方に立っているところとあります。

**○岩元 涼一議員**

原材料費というのを町で予算化して、その負担額を減らしていくということとございますが、これについては、6月の答弁で1人2,000円程度、月額2,000円程度ということであったかと思いますが、原材料費となりますと、それもやはり同じ2,000円ぐらいの半額助成というような形でしたので、半額分を町費で見るということですね。

**○町長（日高 政勝君）**

今の考え方については、小学校で4,200円、毎月それぐらいの負担になっておりますし、そしてまた、中学校では4,800円の負担ですかね。そのほかあの出水養護学校に行っている方々についてはちょっと違いますけれども、そういう月額給食費に対して2,000円ぐらいの助成という考え方をしておりましたので、その分について、町の分については賄い材料費としての予算計上をしていくという考え方をいたしているところとございます。

**○岩元 涼一議員**

町長のほうから出水養護学校に通学されている方もということとありましたが、町内在住者で他の自治体の学校に通学されているような例というのはないものか、出水養護学校、そこについてはいかがですか。

**○町長（日高 政勝君）**

今、小学校で14名、中学校で8名ですかね、そういう対象者がいらっしゃるようでありますので、その方についても同じような取り扱いをしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

同じような取り扱いといいますと、材料費の支給であれば給食センターですけれども、他の自治体に行っていれば。

○町長（日高 政勝君）

同じようなという考え方は、2,000円相当をとという考え方で、そのやり方は賄い材料費でいくのか、その辺はまた、それぞれ取り扱いが違いますので、それに応じたやり方で取り扱いをしていきたいと思っております。したがって、窓口が二通り出てくるかと思っております。

○岩元 涼一議員

同じ町内に居住されている方ですので、不公平があってはならないと思うんですが、町長が未納者のないようにまた周知徹底していくというようなことでございますが、これによって未納者がなくなればいいんですが、なくならないことも十分考えられるわけですが、先ほどから出ていますように、今の子育て、経済的に大変だということで、手厚い支援策は町も講じているわけですけれども、私は、給食費というのはあくまでも食費でありますので、保護者負担が原則ではないかなと思うんですが、未納かれこれもありますけれども、そこを、未納者をなくしてからこういう事業に取り組む、そういう考え方もあるのではないかなと思うんですが、そこ辺については町長はいかががお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

未納者の滞納については、引き続きこれはずっと継続する必要があるかと思っております。やはり、同じようにまじめに払っている方、また払っていない方、不公平が当然出てまいりますので、未納者については、しっかりとまた徴収をしていくと、こういう姿勢は変わらないところであります。

負担がそれだけまた軽くなりますので、その辺は十分御理解いただいて、納入の促進を図っていくことが大事かと思っております。

○岩元 涼一議員

そういうふうになっていけば理想といいますか、いいんじゃないかと思うんですが、小学生で4,200円、中学生で4,800円、半額2,000円程度をとということですがけれども、逆に今度は、2,000円ぐらいになれば責任感の希薄化といいますか、逆の考え方も出てくるのではないかなと私は個人的にはちょっと考えたんですが、4,000円も払っていない、それが半分の2,000円になった。2,000円であればそれほど影響しないだろうと、全体的には影響しないだろう、私一人ぐらいというような考え方に立たれる保護者もいないとは限らないという気がするんですが、そうならないように周知徹底されるというのを先ほども町長もおっしゃいましたので、これ以上はもうしませんけれども。

例えば、私は学級費とか、教育関係にかける教材費、そういうものが今、確か保護者の方の負担もあろうかと思いますが、そこ辺について、町が面倒を見ていくというような教育関係、教材費、そういうものをされたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこ辺についてはいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

食べることは、先ほどお話があったとおり、私も基本的には親の責任だと思っております。だから全額は、私は補助はしない。いわゆる町は見ませんよと。少なくとも、一部は助成はしても、支援はいたしましても、全額はやれない。それは当初から考えております。やはり親の責任は責

任として果たすべきだと、そういう考え方にはわかりません。

ただ、ありますとおり、教育の無償化というのが、今、国のほうでも出されておりますとおり、幼稚園の保育料、高等学校、大学校までというところまで議論があるところでもありますけれども、やはり教材については、町のほうでも、私は予算の中でも教育費の予算については人材育成という視点がありますので、とにかく教育振興のいろんな予算については、ほとんど、100%つくぐらい力を入れておりますので、要求があったところは、特別なものは別としまして、そういう基本的な考えでやっておるところでありますので、そのほかにもいろいろ、子育てとか、今、新たな課題が出ておりますので、そういった面で努力をいたしているところでもあります。

#### ○岩元 涼一議員

子供を育てるならさつま町でという町長のお考えもあって、いろいろな子育て支援に対する手厚い施策が講じられているかと思いますが、先ほどもありましたように、人材供給だけになってしまっただけでは、投資という言い方はおかしいかもしれませんが、子供たちにそれだけ多額の予算をかけて成長させていって、高校卒業後、町外へ出ていって帰ってこないというようなことにもつながれば、やはりそれだけ支援をした見返りといいますか、そういうものがないような気がしますし、だからといって、それをするなというわけではありませんので、誤解のないように。

あと、町長のマニフェストということでしたけれども、当然、町長の任期中はこれをされるでしょうが、その次になっては、私は判りませんということになるのか、そこはちょっとですけども、マニフェストである以上、町長の在任期間中という考え方でしょうか。

#### ○議長（平八重光輝議員）

残り5分です。

#### ○町長（日高 政勝君）

今の日本の社会、特にさつま町の現在の状況を見たとき、国もようやく腰を上げた形で子育て支援に力を入れるようになってまいりましたけど、これに特化したぐらいにやっていかないと、日本の社会、あるいは、このさつま町の将来も非常に危ういものがありますので、次の為政者がどのような判断をされるかは別ですけども、非常に重要な、避けて通れない課題であると私は考えておるところです。

財政の状況が当然ございますので、どこに選択、集中をしながら予算の配分をするかについては、また、十分お考えが出てくるかと思いますが、この問題というのは、さつま町の浮沈にかかわる課題であると私は認識をいたしております。

#### ○岩元 涼一議員

大切な子供たちを町でずっと支援していく、これはもう大変重要なテーマでありますので、そこ辺についてはこれからも続けていく必要がありますし、国のほうがもう少しそういうところに目を向けていただいて、交付金カットではなく、交付金の中に含まれて、地方で子育てをしてくれと、支援してくれるような施策を国がつくってくれることを望むところでもあります。

それから、もう時間がありませんけれども、先ほどの避難所についてですけども、改善センターの場合、どうしても移動距離、そこ辺がネックになっているような話を聞きます。車で行けばすぐなんでしょうけれども、やはり高齢者の方々には、そこがちょっと苦になるというようなところもございます。地元の企業からは、そういう厚意をいただいております。若干、いろいろな改修、必要な品物等もあるようでございます。そこ辺については、地元の、先ほど申し上げました企業さんと協定を結んで、いつでも使えるといいますか、鍵の受け渡しとか、そこ辺についてはその協定の中でできるかと思いますが、避難所としてぜひ再指定していただいて、避難所という形で指定していただかないと、いろんな不都合も後々出てくると困りますので、町の指定

避難所であるということをおうたっていただけるように要請いたしまして、私の質問を2分残して終わります。

○議長（平八重光輝議員）

これで、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

---

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。12月11日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時43分

平成29年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成29年12月11日



平成29年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成29年12月11日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	丸 田 忠 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
農業委員会事務局長	岩 下 純 一 君	教育総務課長	角 茂 樹 君
学校給食センター所長	狩 宿 悦 男 君	社会教育課長	中 窪 啓 二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 3 議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	88 89	<p>さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の補正</p> <p>歳入</p> <p>10款 地方交付税</p> <p>12款 分担金及び負担金</p> <p>14款 国庫支出金(関係分)</p> <p>15款 県支出金(関係分)</p> <p>16款 財産収入</p> <p>19款 繰越金</p> <p>20款 諸収入</p> <p>21款 町債</p> <p>歳出</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>9款 消防費</p> <p>12款 公債費</p> <p>人件費全部</p> <p>第2条 地方債の補正</p> <p>90 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>91 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)</p>
文教経済 (第2委員会室)	89	<p>平成29年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の補正</p> <p>歳入</p> <p>14款 国庫支出金(関係分)</p> <p>15款 県支出金(関係分)</p> <p>歳出</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費</p>

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、12月6日提案がありました議案第88号から議案第91号までの議案4件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案第88号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第2「議案第89号 平成29年度さつま町一般会  
計補正予算（第4号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案第89号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

説明資料の21ページと26ページなんですけど、これは所管が違いますので、ちょっとお伺いしたいんですけど、まず21ページの下段、商工管理費のほうなんですけど、ここに消費生活相談員を配置し、とあるんですけど、これに、この相談員の年齢を考慮して、後継者育成のために補助金で事業を追加導入したいという説明があるんですけど、これについてちょっとお伺いしたいのは、確かにこれは、悪質、巧妙化する、そういう問題に対して相談員がいることは非常に大事なことだと思うんですけど、今回この説明を見るに当たって、後継者を育成するというくだりがあるんですけど、ということは、全く経験のない人を、新規でそういう勉強をしてもらって相談員になってもらおうというふうに考えておられるかどうかを、まずお聞きします。

次に、2点目ですが、26ページの下段のほうに、鶴田給食センターのエアコンの設備の入れかえ、また27ページの上段のほうにも、これは薩摩給食センターのシャッターのスイッチの交換というのがあるんですけど、ここ数年見ていると、毎年、3つの給食センターの備品あるいは設備等が、故障あるいは入れかえというのが、毎年上がってきているというふうに私は感じてお

るんですが、この給食センターの3つを1つに統合するというところもあるんですけども、まだ具体的にそれは進んでいないと思います。そうした中で、今後も毎年この3つの給食センターの備品あるいは設備等について、どのぐらいそういう交換あるいは入れかえ等の予算がかかるかと考えてあるのか、その2点だけお伺いします。

**○商工観光課長（羽有 郁夫君）**

今回消費生活相談員の後継者というような形で入れさせていただいておりますが、現在の小松相談員につきましては、現在、年齢的にはもう69歳ということで、来年の2月には70歳という形でございますので、やっぱり後継者をつくらうということで県の事業を導入したところでございます。

今回、ハローワークのほうに出す部分につきましては、資格を持っている方をお願いしようということで考えております。最初、全くの素人ということではございません。これまで、いろいろなセミナーを受講された方をお願いというような形で考えていたんですが、なかなかいい人が見つかっていない状況もございます。

今回は資格という形で、今、28年の4月から国家資格等も試験等も出てきております。また、そのほか、いろいろ、アドバイザーとか、資格的に、生活相談員、あと消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、アドバイザー、認定団体が3つ、国家資格を入れますと4つぐらいあるんですけど、そこの資格を持った方を採用しようという計画でございます。

**○教育長（原園 修二君）**

給食センター費のことですが、ただ今、給食センター所長がまだ議場に着いておりませんので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

**○岸良 光廣議員**

今、商工観光課長の説明によると、来年2月で現在の方が退職されるということは、もうあと2カ月、再来年、ちょっともう1回説明を。

**○商工観光課長（羽有 郁夫君）**

特別な資格を持っていらっしゃる方については定年という概念がございませんので、今のところ、健康なうちは続けていただいて、この補助員が見つかりまして、ある程度一緒に仕事をしてもらって、その能力が同等の状況になった時点で退職という形をお願いしようと考えているところでございます。

**○岸良 光廣議員**

もう最後にします。

先ほどの、これはやっぱり大事なことで、答弁は気をつけてください。1回目の答弁で、今、商工観光課長が言ったのは、来年の2月ちゅうのを言っているんですよ。だから、そこを1回目の質問をして答弁をされるのであれば、我々なんかは誤解を受けないような答弁をやっぱりしてほしいと考えております。

そこで、今の方は、後継者が現れて、その方がなれるまでは続けてもらうということなんですけども、実際この相談員というのは非常に大事なポジションになると思うんですけども、やはりそういう方を採用するのであれば、もう少し事前から、専門的な知識、経験を持った方々を、やはり半年以上前から、もう今の現在の方が退職を希望されているのであれば、そのぐらいの時間的余裕を持って、またどのぐらいのキャリアを持っておられるのか、その辺を、やっぱり時間を十分かけて人員を選出されるべきというふうに考えます。

ただ、今回、今、説明と、これを見ますと、今の相談員が近々退職したい旨の話があったからだと思うんですけども、やはりその辺については、今後もう少し時間をかけて人員設定をされる

べきだというふうに思いますので、その点だけ申し述べておきます。

また、給食費のほうは、あとで結構です。

**○議長（平八重光輝議員）**

ほかにございませんか。

**○川口 憲男議員**

説明資料のほうで質問いたしたいと思いますが、10ページの財産管理事務費について、固定資産台帳及び財務書類作成支援事業の486万円が計上されているんですが、町長にちょっとお聞きいたしたいと思います。

町の財産ということで、これは486万円、精査等としてあるんですが、固定資産の台帳あるいはこういうような財務書類の作成状況、こういうのが、現時的にいたって、町のそういう財産分がどの辺まで進んでいるのか。そして、新たにここを計上されたこの費用がどういうところまでなされるのか、当然、固定資産の台帳ですから、精査されていくわけですから、これが町内の財産を考えたときに、これで全部が済むのか、そこあたりの説明をお願いいたします。

**○町長（日高 政勝君）**

今回の予算につきましては、もう以前からこのお話を申し上げている、役場のこの一般会計の単式の会計から複式簿記へ変えるということが、国の指導に、公会計に変えるということになっておりますので、それに向かって、今あります固定資産台帳等の、こういう複式簿記に変えるときの、そういう行政財産とか普通財産、そういうものとの照合をずっとやっぱり点検していかないと、お互いに、そごがあるといけないというようなことがございますので、そういった業務、内容の検証ということが主になろうかと思っております。

とにかく、かなりの財産になりますから、これをいわゆる資産評価をせんないかんとですよね。それで、もともになる物と、もうもともとが照合しないと意味がありませんので、物すごい膨大な量になりますので、そういったことをこの専門のところをお願いして照合をしたいというような作業が主な内容でございます。

**○川口 憲男議員**

この固定資産の台帳ということで、今、町長の答弁にありましたように、庁舎としても莫大な量だと思います。複式簿記のほうに事務的に変わるのをやっていくということなんですけれども、こういう中で精査漏れ、あるいは整合性がとれないところがあったら、これは、あとあとに支障が残るところが出てくるんだと思います。

財務のところのものが主だろうとは思いますが、やはり庁舎内全般について固定資産というのをこういうふうにして残していく、あるいは今まであったのも精査していくということの必要性があるんですけれども、町長、これは現在のところで委託料で480万円を計上されたのか、今後これも必要性があつて随時継続されていくような事務事業なのか、そこらあたりはどうなんでしょうか。

**○財産管理課長（原田 剛志君）**

この件につきましては、今年度の分につきましては、今まで固定資産台帳を整備をしてきております。先ほど町長が申し上げられましたとおり、複式簿記、公営企業の形式に変更しないといけないということでございますので、現在は単式でございますので、その変換する業務と、それに基づいて、今度は国が示しております財務諸表の書類を作成しないといけないということでございますので、その作成業務を、やはりこの財務諸表の作成業務になりましても、非常に、会計士とかあるいは税理士さんとか、そういう専門的な立場の方々のノウハウもいただきながら業務をしたいと考えているところでございます。

今後におきましては、来年度につきましては総務省のほうで、今後、より詳細な固定資産税台帳をもって、将来の施設更新経費等の推計や統廃合の基礎資料となり、公共施設の総合管理計画等に反映させること、また事業別、施設別の行政コストの計算根拠となり、予算編成や中長期的な財政計画への活用ができる取り組みを推進しておりますことから、平成30年度におきましては、事業別、施設別の細かな単位までの分析が可能な精度の高い固定資産税台帳の整備と財務諸表の作成業務を来年度もやる計画であります。

○川口 憲男議員

今、担当課長の説明にありましたけど、これは、例えば固定資産台帳が複式簿記のほうに変わっていく、来年度も、ある程度、その事業に関しては総務省の負担があってやっていくということでしたが、庁舎内におけるそういう全固定資産を行っていくものなのか、そうしたときに何年かかるのか、それは網羅していかないかんし、事前に、以前にいろんな書類を見つけるのに、どこに書類があるか判らんということがあったんですけど、やっぱりこういう固定資産の台帳とか財務書類の作成ちゅうのは、ここでこういう機会に完璧にして、どこどこに何があるちゅう、その書庫の整備も必要じゃないかと思うんですが、そこあたりの考え方で進んでいるのか、最後にそこだけお聞きします。

○財産管理課長（原田 剛志君）

固定資産税の整備につきましては、総務省が示しております基準、マニュアルに基づきまして、これまで整備をしてきております。それに基づいて、今年度で大体整備を終わらしまして、来年度につきましては、また、より精度の高い固定資産台帳を整備するというところでございますが、それ以降につきましては、固定資産台帳につきましては、毎年、資産ですので、建物あるいはいろいろな部分につきまして増減の移動がございましたら、それを処理していくような形になってきますけれども、その部分につきましては毎年度自前のほうで対応していきたいと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

町長に最後、町長、いろんなところで、この庁舎内のいろんなこれまでの保管業務は5年とか、あるいは貴重なものについては10年とかあると思うんですけど、こういう書庫の取り扱いについて、今、いろんなところに分散していると思うんですが、そこあたりの取り扱いを今後はどういうふうな考え方をもっていかれる考えなんですか。最後に。

○町長（日高 政勝君）

固定資産は、その所管ごとにそれぞれ保管をしておりますので、それに、仕事に応じて、その部署で管理をしていくということでもありますから、その移動、1カ所にまとめるとか、そういうことではございませんので、ただ、今ある固定資産をいわゆる資産評価をせんといかんという作業になるわけですね。やっぱり複式簿記になると、いわゆる、もう、今、水道課のほうに出ておりますああいう形にこの一般会計は全て変えるということですから、そうなりますと、資産の部とか負債の部とか、そういう仕分けをしっかりとせんといかんということですから、まず、資産というのは、町有については物すごい行政財産であったり普通財産というのがありますから、それを全て評価をせんといかん、数字としてあらわさないかんわけですから、その作業というのが、これまでもある程度は、もう公表もしておりますけども、さらに詳細に、総務省が示している基準にのっとった内容に整備をせんといかんという作業がありますので、そういった作業をするということになっておりますので、その固定資産を移動するとか、そういう問題ではないわけですので。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

#### ○新改 幸一議員

私も10ページの関係で、下のドライブレコーダー購入の関係が出ておりますけれども、70台分ということでございますが、これは、公用車はもう全てということに理解をしていいのかということが1点と、このドライブレコーダーを公用車にこうして設置するということが、一つの目的といいますか、そういうのをドライブレコーダーをつけての管理というのが、何かそういう目的といいますか、どういう理由でこれをつけるんだということが1点。

それで、もう1点は、こういうドライブレコーダーを設置するというのは、各近隣の市町村、そういう公用車はほとんどそういう傾向になってきているということになっているのか、その3点をお知らせいただきたいと思います。

#### ○財産管理課長（原田 剛志君）

まず、1点目の、今回の分で全て公用車に網羅できるかということでございますが、計画といたしましては、水道課あるいは消防分団が持っております消防車並びに特殊車両を除いた全ての公用車に、今回で大体設置できる計画でございます。

それと、今度は目的でございますが、この公用車へのドライブレコーダーにつきましては、交通事故等における責任の明確化及び処理の迅速化並びに職員の安全運転意識の向上を図ること、また、さつま警察署への、事件、事故等にかかわる映像提供による協力等を行っておりますので、このドライブレコーダーは、交通安全じゃなくて、走る防犯カメラというような形で、犯罪とかそういう部分にも非常に役立っておりますので、そういう形で二面的な役割を持ちながら設置するというところでございます。

それと、ほかの市町村ということですが、近隣では、伊佐市、霧島市、志布志市がこういう形でドライブレコーダーをつけまして、また警察署と協定を結んでいるようでございます。

#### ○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

#### ○三浦 広幸議員

説明資料の24ページ、公営住宅の団地の件で、これに関連をしてでございますが、公共事業を行うための手法に、一つ、PFIというのがありますが、事業採算性を重視する事業においてはPFIが向いていると言われております。先般の所管事務調査では、佐賀県のみやき町では、町長の政策で、町のお金は1円も使わずに、借金せずに集合住宅を建設したとの説明もありました。本町も、今後、住宅建設を含め、将来予想される大型文化施設、あるいは道の駅ができるかどうか判りませんが、そういう大型施設の建設に当たり、PFIの導入は検討されないものか、町長にお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

PFIの関係については、PPPとか、そういういろんなやり方がありますけれども、特に、ある程度の収入があって、やっぱり民間が、その民間資本でつくって、それを、あともって町が買い受けていくということでもありますけれども、当初の段階においては、町がそれだけ多額の財源も必要としないということのメリットがあるわけではありますが、やっぱり民間としても、何らかの使用料があって、そして、またある程度の将来に向かって採算性、そういうものが見込まれるような施設であれば、こういうPFI方式というのが当然必要になってくるわけがあります。

県内でも、集合住宅の建設とか、そういうところでやっている団体もありますが、さつま町の場合は、年次的に、今回の場合、五日町も3年間にわたって、逐次この戸数を整備していくということでもありますから、今までの、もう1カ所にぼんと、そういう何階建ての住宅をつくるとい

う方式ではありませんので、ただ、それにはこういうPFIがなじむのかどうかというのは、ちょっと問題があるかと思っておりますので、従来の方式でやっているわけでありまして。当然、そういうやり方で、土地の問題とかあれば、余り広くない土地であれば、もう何階建てかでもう、一遍に集合住宅の形をつくっていけば、それだけ入居者も増え、一挙にできますので、そういうことになれば、PFIの活用も当然考えられるわけでありまして、今回はそこまで至っていないわけでございます。

今後におきましても、ある程度の、今、文化センターなんかもつくる場合も、そういう方式が考えられると思うんですけども、それも検討してくれということは担当課には言っておりますけれども、ただ、文化センターについても、そんな大きな使用料というの見込めないし、公的な利用がかなり多いですので、民間が興行収入でも使って、ある程度の使用料がとれるとなると、そういうことも考えられるんでしょうけれども、なかなかそこまで踏み込んでいけるかというのが今後の課題であります。ただ、指示はしてございます、そういうことをできないかということはどうですか。

**○議長（平八重光輝議員）**

よろしいですか。ほかにはございませんか。

**○学校給食センター所長（狩宿 悦男君）**

先ほどお尋ねのございました給食センターの維持補修の関係でございますが、鶴田の給食センターは昭和63年3月の完成、それから薩摩の給食センターは平成6年3月の完成ということで、相当数経過をいたしております。

総合的に最終的な方向性というしましては、1センター化を目指すということで方向性は定まっておるところでございますが、学校の規模数等の関係で、1センター化、早急に実施することとはできませんので、当分の間は最低限の維持補修を見て、1センター化を目指していくという方向で考えておるところでございます。

今後の最終的な見込みというしましては、学校の二次再編が終了いたしましたあと、計画をいたしまして、最終的に1センター化を目指したいというふうに考えております。まだ計画の段階でございますが、流動的ではございますが、そのように進めていく所存でございます。

以上です。

**○岸良 光廣議員**

今の説明なんですけど、私が一番聞きたかったのは、1センター化にすぐにはできないということは、私も判っているんですよ。ただ、ここ数年、毎年、調理器具だとか、あるいはエアコンだとか、いろんなものが毎年上がってくるんですよ。特に、年度当初もですけど、補正予算でも、9月とか、もうほとんど上がってくるわけですよ。だからその辺を、それは私も判っているんですよ。

ただ、今後、例えば学校が再編される、そこまでは、今のままでいくちゅうことなんですけど、実際それを想定したときに、今後どのぐらいの予算的なものが必要なのかどうか、要は、あと5年かかるんだとか、10年かかるんだというのであれば、現在の設備、備品を見たときに、トータルこのぐらいは、あと何年かは予算が必要だろうというのは、やはりこれは担当のほうとしては、そのときそのとき上げてくるんじゃないかと、やっぱり長期的なそういう予算的なことをするべきであるんじゃないかなというふうに考えるわけですよ。その点についてどう考えているのか聞きたかったちゅうことです。

**○学校給食センター所長（狩宿 悦男君）**

今後の推移につきましては、一応ある程度の方向性ということで、人件費を除きまして、維持

管理経費につきまして試算をいたしましたところ、平成17年合併当初、維持管理経費が5,200万円ほどでございます。平成29年度、現年度で試算をいたしますと、大まかな修理費等を入れまして7,000万円程度、2,000万円ほど増えてきております。もちろん、の中には、職員が退職いたしましたして、退職された職員のかわりに臨時職員の方を雇用した経費も含まれておりますので、若干、維持管理経費としては上がってきております。

そういうことで、平成32年度あるいは33年度に、ある程度、学校の統廃合が決まりまして、給食数の推移を見て2センター化の方向に、今、薩摩給食センターを鶴田給食センターのほうに統合するという方向にいきましても6,300万円程度の予算が見込まれているところでございます。

なお、宮之城給食センターを大規模に改修するということになりますと、備品等の入れかえ等々をいたしますと、先般、平成27年度の段階で改修の試算をいたしましたところ、ほぼ新築と変わらない程度のお金が必要になってくるということでございますが、そういうことはとても無理でございますので、長期的に考えて、最終的に現在の施設を維持、補修、管理して行って、最終的に食数が1,500食を切るぐらいの人数になりますと、宮之城給食センターが、当初、平成17年4月で1,520食ほど配食をいたしておりますので、1センター化が可能になってくるのではないかなというふうに試算をしたところでございます。

**○議長（平八重光輝議員）**

よろしいですか。

**○岸良 光廣議員**

今の説明は、説明で、判るんですよ。この試算が、例えば6,000万円とか7,000万円とかちゅう金額になるというのは、判っています。

ただ、私が言いたいのは、これが2センター化になるにしろ1センター化になるにしろ、そこまでいくまでに、大体今の備品等を見たときに、使用年数というか、そのようなところでの、大体、交換をせんないかんだろうなというふうなところは、やはり備品の購入あるいは入れかえ、機器の取りかえ、そういうのも長期的に、あるいは幾分かの予算化を出してほしいなど。

もう今のところは、当初予算についても追加予算についても、毎年上がってくるわけですよ。だからそれを、変えなきゃならんものは変えなきゃならんものでいいと思うんですよ。だから、この試算が6,000万円とか7,000万円じゃなくて、その分について、例えば今後5年間、10年間の間には、そういう備品購入とか、あるいは機材の入れかえだとか、そういうものでこのぐらいはかかるんでないかなという、やっぱりそういう長期的な予算表というか計画を組まなければ、ただ、そのときそのとき、はい、今回また上げました、今回も上げましたじゃなくて、やっぱりそういうのは、将来的に2カ所、1カ所という計画があるのであれば、それまでにどのぐらいの予算がかかるものなのか、そういう長期的なプランというのも1回は示してほしいというふうをお願いをしておきます。

**○議長（平八重光輝議員）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（平八重光輝議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第4「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第3「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び日程第4「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月13日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月26日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会時刻 午前10時05分



平成29年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成29年12月26日



平成29年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成29年12月26日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
農業委員会事務局長	岩 下 純 一 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 3 議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第94号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 7 議案第95号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 8 議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 所管事務調査報告の件
- 第10 議員派遣の件
- 第11 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第3「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第4「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から日程第4「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、国の農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農地利用最適化交付金事業が創設されたことによるもので、農業委員会会長及び農業委員並びに農地利用最適化推進委員について、活動実績や成果実績に応じて支給される報酬分を追加するとの説明であります。

質疑の中で、報酬額の配分の取り扱いについてたどしましたところ、農業委員及び農地利用最適化推進委員から毎月の活動日誌を提出していただき、国からの補助金を活動日数で案分または平等割りして支給するようになるとのことであります。

次は、「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分についてであります。

歳出の2款1項17目無線放送施設整備事業費には、求名地区の3公民会合併に伴う施設整備

に係る事業補助金として138万5,000円が計上されています。

質疑の中で、町防災行政無線機器と今回設置する無線放送機器は別々の設置になるのかただしましたところ、それぞれ設置し、2台になるとのことです。また、公民会無線放送機器の故障等が発生したときは、放送内容にもよるが、応急的に町防災行政無線を使って放送ができるとのことです。

次に、2款1項13目財産管理費の委託料には、固定資産台帳及び財務書類の精査・検証・支援業務の委託料として486万円が計上されています。今後、より詳細な固定資産台帳を整備することにより、将来の施設更新経費等の推計や事業別、施設別の行政コストの計算根拠となり、予算編成や中長期的な財政計画等への活用が、より詳細に算出できるようになるとの説明です。

質疑の中で、今後の会計制度は全て複式簿記へ移行することになるのかただしましたところ、今回台帳を整備し複式簿記方式となることで、数値を公表し近隣市町との比較や、より詳細な資産の価値・評価などをすることができることになる。

なお、これに基づき今後の財政計画等も、より綿密に作成することが可能となるものであります。

なお、現在ある各会計の予算・決算の様式は、そのまま継続することです。

次に、3款1項2目老人福祉費の修繕料には、老人福祉センターいぬまき荘の屋上防水修繕、泉源ポンプ取りかえ修繕、老人福祉バスのバックモニター修繕料として91万8,000円が計上されています。施設の老朽化、泉源ポンプの経年劣化、そして福祉バスも購入から13年が経過しふぐあいが生じていることから、それぞれ修繕を行うものであるとの説明です。

質疑の中で、老人福祉センターいぬまき荘の利用状況と建てかえ計画についてただしましたところ、平成28年度の利用者数は1万2,659人で、このうち温泉利用者数は7,344人となっているとのことです。

また、建物は昭和55年に建設され、鉄筋コンクリート造で耐用年数には達していないが、老朽化に伴い修繕費等の維持管理費が増加してきている。現在のところ、建てかえの計画はないが、今後は状況を見ながら検討していきたいとのことです。

次に、4款1項8目環境衛生費の需用費には、生ごみのリサイクルに伴う生ごみ収集バケツ、家庭用分別容器購入費用として185万8,000円が計上されています。

これまで可燃ごみとして出されていた各家庭の生ごみを分別して肥料などにリサイクルしようとするもので、各家庭から生ごみを収集場所へ持ち込み、収集業者が回収しリサイクルしていく計画であるが、生ごみを各家庭でリサイクルできる場合は対象外とのことです。

また、平成30年度から虎居地区をモデル地区として実施されるものでありますが、可燃ごみが減ることで、ごみ処理費の削減、クリーンセンター焼却炉の延命化と地球温暖化防止等に効果が望まれるとの説明です。

質疑の中で、分別方法や収集方法など対象地区住民への周知がなされているのかただしましたところ、地区の役員、各種団体等への説明は行ってきたが、対象地区住民への説明は不十分などところもあるので、今後は公民会単位で説明会を開催し、十分に理解していただき進めていきたいとのことです。

次に、3款2項2目児童福祉費の放課後児童健全育成事業費30万円には、えいしん学童クラブの夏休み期間の登録児童数が増加し、支援員を6人体制とする必要が生じたことから長期休暇支援加算金を計上するもので、登録人数は86名から夏休み期間に21名増加し、107名になったとの説明です。

質疑の中で、平成30年4月以降の学童人数について何名程度を予想しているのかただしましたところ、4月からは、えいしん学童クラブの他に2学童クラブの開設を予定しており、40名程度を見込んでいるため、えいしん学童クラブは60名程度になる見込みとのことであります。

次は、「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、総務費、保険給付費、諸支出金を計上し、歳入では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、前期高齢者交付金及び前年度繰越金1億3,206万7,000円を財源として充当し、予算総額を39億5,715万円にしようとするものであります。主には、一般被保険者の療養給付費、高額療養費の不足が見込まれることから補正するもので、今回の補正により前年度繰越金の留保額は1億9,731万5,000円になるとの説明であります。

次は、「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回は、歳入歳出の総額は変えずに款項の区分間の組み替えによる補正をしようとするものであります。地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費の通所型サービスB事業費160万円を計上し、一般介護予防事業費160万円の減、包括的支援事業・任意事業費の委託料5万円を備品購入費に組み替えようとするものであります。

最後に、平成30年4月から虎居地区をモデル地区として生ごみの分別収集を行おうとしているが、対象地区住民への周知が不足しており、周知不足のまま4月からスタートすればトラブルや混乱が生じ、ごみ分別率も下がることが懸念されることから、対象地区住民への説明の徹底を図る必要があるとして、生ごみ分別収集への取り組みについて、特に町長の見解を求めたところであります。

生ごみのリサイクルについては、一般廃棄物の約45%が家庭ごみであることから、これを分別することにより、可燃ごみの減量やクリーンセンター焼却炉の延命化による経費削減、地球温暖化防止という大きな効果が期待される。さらに、ごみ問題は、住民にとって身近で重要な課題でもあることから、4月の開始までに各公民会の総会や会合などのあらゆる機会を捉えて説明会を開催し、理解と協力をいただけるよう進めていきたいとの答弁であります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

#### ○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分については、現地調査を踏まえ慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、6款1項農業費の関係であります。

1目農業委員会費には、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の集積活動に対する報酬として451万8,000円が計上されています。全額を農地利用最適化交付金で財源措置されており、農地利用の最適化に向けた活動実績に応じて、年度末に一括支給されることになるとの説明であります。

質疑の中で、農地利用最適化推進委員の業務内容についてたどりましたところ、具体的には、農地利用の最適化を進めるための活動として、担い手への農地の集積・集約化を進める活動、遊休農地の発生防止及び新規参入農家の促進などが主な業務内容となるとのことでもあります。

なお、国から示された目標面積への達成度に応じた交付金であることから、町内での人・農地プランの会合や地域集積協力に対する地元説明会など、それぞれの活動日数で案分した報酬を支給する予定であるとのことでもあります。

次に、6目農業農村施設費には、薩摩農産物加工センターにおいて使用する6次産業の製品化を促進するための高速ミキサー及び仕込攪拌機の備品購入費169万6,000円が計上されています。それぞれの備品については、平成6年10月の購入から23年以上が経過しており、経年劣化に伴って機械にふぐあいが生じ、作業中断による作業効率の低下を余儀なくされていることから、新たに購入するものであるとの説明であります。

質疑の中で、薩摩農産物加工センターの利用状況についてたどりましたところ、平成26年度から平成28年度までの利用実績では、2,600人から3,000人ほどの利用者がある。利用料としては年間約150万円で、利用団体としては個人を含め49団体となっており、主な加工製品としては、みそ、ドレッシングなどが上げられるとのことでもあります。

また、加工製品の販売実績についてたどりましたところ、利用者の売り上げ実績については調査していないとのことでもあります。この回答を受けて、製品化された加工品の売り上げ実績がどの程度あるものか施設利用の事業効果として把握する必要があるとして、全体的な販売実績を調査するよう要請しました。

次に、7目畜産費の肉用牛振興事業費には、肉用牛の生産基盤強化を図ることを目的に、優良雌子牛・優良雌牛保留導入等補助金278万円が計上されています。

質疑の中で、畜産農家戸数と全体頭数の現状についてたどりましたところ、畜産農家戸数は、現時点で、繁殖雌牛飼養農家が344戸で、毎年約15軒程度減少している状況にある。繁殖雌牛頭数については、3,800頭程度で2年前から増頭となっており、あわせて競り市に上場される子牛も30頭ほど増えてきているが、クラスター事業を導入した農場にあっては、生産から肥育までを一貫経営されていることから、家畜市場への出場頭数を確保する上からも、子牛を競り市に上場していただくことが今後の課題であると捉えているとのことでもあります。

また、簡易牛舎等設置補助は、今回の1棟分のほかにも設置希望があるものかたどりましたところ、当初予算で4棟分を計上し、今回1棟を追加するものであるが、24歳の畜産後継者の方で、20頭から30頭への規模拡大を計画されているものである。なお、平成30年度では、2件の申請が予定されているとのことでもあります。

次に、9目担い手育成費の農地中間管理事業費には、地域ぐるみで担い手への農地の集積を進め、農用地利用の効率化及び高度化を促進することを目的に、耕作者集積協力金、地域集積協力金及び経営転換協力金として2,645万3,000円が計上されています。

質疑の中で、経営転換協力金の支給対象は、農業をリタイヤされた方等を対象者としており、自家消費用として耕作できる水田面積は10アール未満と捉えているが、水田以外の農地について耕作できる面積はどうなっているのかたどりましたところ、水田及び畑地の両方を耕作していた場合、水田は10アール未満を除き耕作しないことが条件となっている。水田以外の畑地等の

農地については全て耕作できるが、その場合でも耕作放棄地を所有していないことが原則になるとのことです。

なお、水田がなく、畑のみ耕作している場合においては、耕作できる畑の面積は、10アール未満になるとのことです。

次は、7款1項商工費についてです。

1目商工総務費の商工総務管理費には、消費生活相談員の報酬45万円を初め、関連経費78万9,000円が計上されています。平成26年度より消費生活相談員を配置し、消費者相談窓口の充実を図ってきているが、相談員の年齢に配慮し、後継者を育成する必要があることから、鹿児島県消費者行政活性化補助事業を導入し、新規相談員の育成を図ろうとするものであるとの説明です。

質疑の中で、新規相談員の募集予定者についてたまたましたところ、資格としては、消費生活相談員が平成28年4月から国家資格となっていることから、有資格者の応募は難しいと思われるが、今回ハローワークに登録する資格者としては、消費生活相談員を含め、消費者生活専門相談員、消費者生活コンサルタント、消費生活アドバイザーのいずれかを考えているとのことです。

次は、8款3項河川費についてです。

3目河川維持費の河川維持管理業務委託料130万円は、豊川ほか3河川の支障木竹伐採委託料であるとの説明です。

質疑の中で、支障木竹の伐採委託を行う河川は、地元からの要望を受けて実施するものかたまたましたところ、河川によっては木や竹によって流れを阻害している箇所があり、いずれも公民会からの要望があった河川であるとのことです。

この回答を受けて、河川清掃を行っている公民会もあるが、高齢化により河川まで作業の行き届かない公民会も増えてきている。災害防止にもつながることから、支障木竹の多い河川の伐採について、各公民会への周知がなされるよう要請しました。

次は、8款5項住宅費についてです。

3目公営住宅整備事業費には、五日町住宅の建てかえに伴うおしどり団地の建設に係る工事請負費1億4,500万円を初め、関連経費2億1,238万5,000円が計上されています。

質疑の中で、一般世帯住宅及び単身・高齢者向け住宅の建築基準単価についてたまたましたところ、一般世帯住宅の坪単価は79万5,000円で、単身・高齢者向け住宅の坪単価は90万円となっている。民間の住宅では、一番高いほうで94万円、安いほうでは60万円程度である。公営住宅の場合は家賃を抑えるために一戸当たりの面積を抑える必要があり、浴室や台所などの水回りの部分の費用は変わらないことから坪単価は高くなるが、基準的には公営住宅の整備基準で進めているとのことです。

次は、10款3項中学校費についてです。

2目教育振興費には、中学生の英語力向上を推進する目的で、英語検定の受験料補助金42万円が計上されています。英語検定の受験料増額及び受験者数の増加に伴うもので、これまでに2回の受験で延べ145人の生徒が受験し、3回目が2月に実施されるとの説明です。

質疑の中で、英語検定受検者の合格率についてたまたましたところ、2次試験までの合格では、4級が75%、3級が47%、準2級は29%で、2級の合格者はいなかったとのことです。

最後に、町長への総括質疑の中で、今回整備を進める中心商店街イベント広場については、屋地商店街の中心的な位置にある豊川に町道盈進小通り線の改良工事にあわせて床版工を施工する

ものであるが、イベント時による広場の使用計画はあるものの通常時の使用計画がないことから、2,650万円の整備事業に対する投資効果が望めるのか疑問があるとして、中心商店街イベント広場整備事業による広場の活用策と周辺の民有地の使用について、特に町長の見解をただしたところであります。

今回整備を進める場所は、本町で一番の中心市街地になると捉えている。過去においても中心市街地の活性化事業に取り組み、町と商店街が一緒になって地域の活性化を図ろうと議論してきた経緯がある。商店の数が少なくなっていく中で、この中心市街地の活性化をいかに図っていくかが大きな課題であり、さまざまなイベントを計画していく必要があると考えている。

担当課としては、今回整備を進める豊川の床版工箇所を挟んでの両サイドへの駐車、あるいは交差点を通行せずに通り返るのではないかとという交通安全上の問題があつて、通常時は車どめをしておきたいという考えもあつたようである。今回の整備で床版工をかぶせることによりスペースができることから、中心市街地の商店街としての有効活用策として、イベント時だけでなく、通常時もやはり開放をしていくほうが良いと考えているので、通り会ともしっかりとした取り決めを確認しながら、より活性化につながるような方向性で進めていく必要があると考えている。

最近では、空き店舗が増えているものの中心市街地での駐車場も不足していることから、通常時も両サイドの民間の駐車場と調整し、駐車スペースとして開放ができれば利用の促進が図れることから、イベント時だけに限らずイルミネーション等の設置など、通常時の活用方法についても関係者と十分話し合いをしていきたいとのことである。

この答弁を受けて、費用対効果の面から、年間を通し通常時も駐車場等として有効に活用できることが望ましいと考える。日ごろは柵で囲って活用できないとなれば、町民の理解も得られないと思われることから、要望書を提出された通り会あるいは地権者等との協議を早急に詰めるよう要請しました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順番に討論、採決を行います。

まず、「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第88号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第89号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第90号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第91号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第5「議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第94号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第7「議案第95号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第8「議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」から日程第8「議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第93号から議案第96号までの議案4件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、さつま町長等の期末手当の支給率を一般職に準じて改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第94号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。これは、人事院勧告に基づき本町職員の給与を改定しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第95号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費及び物産観光施設費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,215万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億799万4,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。これも、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に伴うもので、収益的支出に44万1,000円を追加し、収益的支出の合計額を4億2,452万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第94号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第95号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから、順番に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第93号及び議案第94号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の期末手当、それから給与の改定、額的にはわずかなものになるかというようなふうに思

うんですが、県内の市を除く町村の団体の実施状況というのはどのようになっているか、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

町村の関係でありますけれども、各団体とも12月定例会に上程をするということで伺っております。これは、11月から12月の頭にかけてやりましたアンケートの状況であります。新聞紙上等を見ましても、その都度提出されているようでございます。

以上であります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第93号及び議案第94号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第93号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第94号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

私は、今回のこの補正の中で、旧白男川小学校の改修事業の関係、設計業務300万円ということで、このことがスタートになりまして、明けて説明によりますと、来年の1月、3月、6月という流れで事業を推進したいということでございます。大変、こうして廃校の跡をいい形で有効活用ということで大変ありがたいということでございますけれども、私が1点だけお伺いしたいのは、こういうこの事業の計画の流れの中に、白男川の場合は、この紫陽館という温泉もあるわけですが、こういう改修に基づいて、特にこのスポーツコンベンションとか、いろんな受け皿ということでございますが、この温泉も将来的には、この改修した小学校跡地のほうに温泉を引いていくような形になって、この宿泊施設云々も成功させようとしていらっしゃるものか。将来的には、この紫陽館との流れ、温泉の使い道という流れの方向づけが判っておれば、お

知らせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この白男川地区につきましては、おっしゃるとおり、この紫陽館が近くにあるということで、非常にスポーツの合宿の皆さん方については今でも利用していただいているところがございます。特に、このかぐや姫グラウンドにつきましては、ラグビーとかあるいはサッカーそういう県内外から多くの高校生とか一般の方もですけれども、合宿をしていただいておりますので、やはりこの立地条件としまして、旧白男川小学校も近くにあるということでございますし、町内、今合宿のメッカと言うんですか、そういうところで、温泉旅館のほうもリフォームをしたりされておりますので、なかなか受け入れの体制がもう難しいというのがあって、薩摩川内のほうにもお願いをしている実態がございます。

そういうようなことで、できたらせっきやくのことでありますから、町内においでそういう皆様方は全て町内で受け入れができるような体制をもっていきたいというようなことでございます。

おっしゃるとおり、この紫陽館の温泉施設につきましては、地域の皆さんを中心にして利用が多いわけでありまして、あれをまた新たな場所に引いて合宿の利用にするという考え方も当然今までも出されてはおりますけれども、今のところはそこまでは考えておりません。現位置のところで、お互いにこのかぐや姫グラウンドと紫陽館、そしてまた白男川小学校のそういった跡地活用ということで、一連の流れで有機的な連携をとって、活用の促進も図っていくというのが今の狙いでございます。

将来的にどうしてもあそこまでとなったときには、そういう利用の状況等も見ながら検討の余地はあるかと思っておりますけど、今の段階ではそこまでは至っていないところであります。

○新改 幸一議員

現在の時点では、そういう温泉関係のほうは考えていないということですが、やっぱりこれだけすばらしい廃校跡を有効活用していくということになりますと、やっぱり10年先、20年先、これが成功していくためには、やっぱりこの温泉というのは本当にみんなが期待するところもあるんじゃないかと思っております。

ですから、紫陽館に今引いている温泉の温度がどの程度あるのか、そしてまた泉源のところから仮に引いた場合に温泉の温度が冷えてしまって、またそれなりに追いきをせんないかんとか、いろんな問題も出てくるんじゃないかというふうに想定します。そこあたりは十分に検討しながら、10年先、20年先が、この小学校跡地が有効に利用されるような形に、ぜひ中身の検討をよろしくしていただくような要請をして終わりたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第95号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第96号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね、午前10時40分とします。

---

休憩 午前10時28分

---

再開 午前10時38分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第9「所管事務調査報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第9、所管事務調査報告の件を議題とします。

各常任委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

## ○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

それでは、総務厚生常任委員会の所管事務調査の概要について報告を申し上げます。

平成29年11月14日から15日にかけて、佐賀県の武雄市とみやき町において調査を実施いたしました。

まず、武雄市であります。今回は同市内にある社会福祉法人天童会が設置されているくろかみ学園児童発達支援センターを直接訪問し、児童発達支援について調査いたしました。

くろかみ学園児童発達支援センターは、社会福祉法人天童会が平成26年4月に開設された施設で、敷地面積が7,168平方メートル、建築面積が1,467平方メートルで、土地取得と造成建設工事費の投資総額が3億7,912万4,000円で、財源は国庫補助金1億7,076万円、武雄市補助金3,000万円、武雄市相談支援センターの運営受託が条件となっております。

自己資金1億7,836万4,000円となっており、市街地から車で10分ほどの閑静な場所に建設されております。

施設設備の概要であります。指導訓練室2教室、遊戯室2教室、言語訓練室、相談室、食堂、待合室、事務室、会議室、グラウンドなど、それぞれの目的に応じた十分なスペースが確保されております。

同センターにおける平成29年11月時点での利用契約児童数は、児童発達支援事業が88人、放課後等デイサービス事業、小学校、中学校が73人、別途に武雄市内山内支所の2階の空き室で28人が利用契約を行っております。

保育所と訪問支援事業が13人となっており、特に、児童発達支援事業では、障害児童が、武雄市内はもとより近隣の各市町からもセンター所有のバス、片道15キロ以内が利用可能となっております。や保護者の送迎により、通所しながら指導を受けているとのことであります。

教室内は、児童のけが防止の観点から、段ボールで仕切り壁を設けてありますが、一人一人の行動パターンが異なり、障害の程度も違うため、教室内でも障害に応じた細かいグループ分けを行い、指導員の指導が全員の児童に徹底されるよう工夫をされております。

このように、それぞれの年齢と発達段階に応じて、児童の個々の状態を見ながら、落ちついた環境で指導が受けられるよう配慮されており、直接指導をされる指導員等の気配りと職員に対する意識の高さを伺うことができました。

また、児童にパニック症状等が発生した場合は、他の児童に影響が出ないように、指導員間で密な連携を取りながら個別指導を行っているとのことで、これまで特に大きな問題に発展したことはないとのことであります。

現在、重度障害児童も受け入れており、体に医療機材等をつけているため、医療器材に熟練した看護師資格を有する職員が、常時付き添って介助しているとのことであります。

センターの職員は、児童指導員20人、うちパート11人のほか、保育士、言語聴覚士、作業療法士、看護師、栄養士、調理員など、児童発達支援センターに必要と思われる有資格者のほとんどが雇用されており、パートの児童指導員も講習等を受けて、資格を取得しているとのことであります。

障害児童の個別の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行っている児童発達支援センターであります。本年4月には、発達障害児童としてセンターに通っていた2人の小学生が普通学級に編入しており、その後も問題なく学校に通っているとのことであります。

設置者である社会福祉法人天童会は、昭和39年に、財団法人天童会としてスタートし、精神薄弱者施設くろかみ学園を開設、昭和43年に財団法人から社会福祉法人へ法人格の変更をされ、心身障害者短期入所施設や精神薄弱者施設の増設、知的障害者授産施設、自活訓練棟を増設、居

宅介護事業、特定相談支援事業所、共同生活援助事業所、グループホームでありますなど、子供から大人まで障害者に関係する幅広い事業を展開されております。

理事長は、武雄市議会議員を努め、現在は佐賀県議会議員として6期目になるとのことで、これまで県議会議長も経験され、福祉は政治の原点という信念のもとに、施設に通う障害児の実態等を踏まえ、武雄市を初め、佐賀県全体の福祉行政の充実発展に尽力されているとのことであります。

次は、佐賀県みやき町であります。子育て支援対策について調査いたしました。みやき町は、平成17年3月に隣接する旧中原町、旧北茂安町、旧三根町の3町が合併し、新たに町制施行を行った町であります。本年10月の人口が2万5,151人、面積が51.89平方キロメートルとなっております。

同町は、鳥栖市や筑後川を挟んで久留米市と隣接し、佐賀県と福岡県の県境に位置しておりますが、生活圏は従来から久留米市とほぼ共有している町であります。

合併後、周辺の自治体の人口が増加しているにもかかわらず、平成17年の3月から六、七年で1,000人を超える人口が減少し、中でも社会減が毎年増加傾向にあり、あわせて社会保障人口問題研究所の推計でも、2035年には2万人を下回る予想となっていたとのことであります。

このような状況を背景に、子育て世代の若者定住対策に重点を置き、平成24年度には子育て支援のまち宣言を行い、若者が住みやすい環境を整えるための受け皿として公営住宅を整備するため、全国地域PFI協会の協力のもと検討を重ね、町有の遊休地に民間企業と提携したPFI方式による集合住宅24戸2棟を建設、ショッピングセンター隣と保育所隣でございます。

久留米市内の平均家賃の半額に近い家賃設定、3LDKで5万3,000円、2LDKで4万9,000円でございます。で入居募集を行ったところ、2棟ともすぐに満室となったとのことであります。

住宅建設に要した財源は、国の交付金45%と民間事業者55%で、町の負担は必要ないことから、本年度も30戸1棟を建設中ではありますが、既に入居時期や子ども支援策などの問い合わせが、毎日のように寄せられているとのことであります。

空き家対策も、不動産業者と提携しながら、所有者の同意を得て土地バンク制度を活用し、宅地分譲のほか、現在、都市部で希望が多い古民家の改修を行っており、既に入居者も内定しているとのことであります。

このように、ハード面では、民間の活力を定住対策の柱として位置づけているところで、子育て支援はNPO法人に委託しており、産前産後の母親や子供のケアを、助産師、看護師、カウンセラーなどのスタッフが24時間体制で受け入れており、サポートを受けた若い母親や家庭から好評を得ているとのことであります。

また、合併により、使用頻度が少なくなった保健センターを、子育て広場として改修し、この運営も地元のNPO法人に委託しておりますが、主にはゼロ歳児から3歳未満の幼児が利用できるよう、遊戯広場や母親向けのママカフェを整備しており、自由に使用できるようになっております。

週4日間は、事前予約で一時預かりも行っており、この場合は看護師や保育士、幼稚園教諭などの資格を有するスタッフが、幼児1人に専任し、最長3時間まで預けられることから、母親からも急用の場合や子育ての息抜きができることと好評を得ているとのことであります。

児童館こども未来センターであります。子供支援策の拠点施設として、平成26年4月から供用を開始されております。幼児の場合は保護者同伴が必要であります。から高校生まで無料で

使用可能となっており、町外のかたも利用できるとのことであります。

町民広場の一角に建設されており、同敷地内に保育所や養護老人ホーム、町民交流センターなどが併設されており、恵まれた環境の中にあります。毎月、講習や実習など、乳児や子育て世帯に直結するイベントが実施されており、町内外からの子育て世代の利用者も多いとのことであります。

放課後は保育園児や小中学生、高校生も立ち寄っており、異年齢の交流も自然にできつつあるため、まさに町民挙げての子育てのまちとして、アピールできると自負されております。

ソフト面でも、出生祝い金のほか、医療費や給食費の助成、いじめ・体罰等の防止条例の制定など、考えられる支援、対策のほとんどを実施されており、また町立学校全部の普通教室の冷暖房設備の設置のほか、トイレの洋式化、無利子の奨学金制度、最寄りの駅まで遠い高校通学生等のためのバスの運行なども行われており、他の自治体で取り組んでいないような支援策もあり、全国から月に二、三団体の視察が訪れているとのことであります。

ここ数年のみやき町の人口減は緩やかになっているとのことでありますが、社会増が社会減を上回ってきていることから、定住対策は一定の成果が上がってきているとの町長の説明でありました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、町内の法人で平成32年度末までを目標に、児童発達支援センターを設置できるよう、取り組みを来年度から進められると伺っております。

今回の所管事務調査には担当課長も同行されましたので、法人とも十分な連携のもとに必要な指導・助言を行い、障害を持つ子供たちが将来1人でも多く一般社会で自立できるよう充実した施設運営が図られることを期待いたしております。

また、子ども支援対策については、中核都市と隣接するみやき町と地理的条件が異なるため、同様の支援策は困難な面もあると思われませんが、政策を立案・展開していく上での姿勢と手法は十分参考になると思われますので、行政内部でも検討をされるよう要請し、報告といたします。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。  
次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

#### ○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成29年11月14日から15日にかけて、佐賀県白石町及び福岡県柳川市において調査を実施いたしました。

まず、佐賀県白石町では、農地集積に向けた取り組みについて調査いたしました。白石町は佐賀県の南西部、佐賀市中心部から25キロメートル圏内に位置し、平成17年1月1日に、白石町、福富町及び有明町の3町による合併で誕生した、行政区域面積99.56平方キロメートル、人口約2万3,800人のまちであります。

白石町における農地集積に向けた取り組みについては、町全体が広大な平野部で約6割が耕地であり、農地の基盤整備率が95%、農家の平均耕作面積も3.35ヘクタールとなっており、

農地集積による耕作地が92%の、5,458ヘクタールとなっています。

また、認定農業者数620戸、集落営農組織は68組織で、5,262ヘクタールを耕作されています。集落営農法人数5組織のうち2組織が中間管理機構を通じて利用権設定され、残りの3組織も利用権設定に向けて準備中とのことであります。

主な作物は水稲、麦類、タマネギ及び大豆等で、特にタマネギの作付面積は、北海道北見市に次ぐ全国2位となっています。

取り組みの成果としては、農業委員が貸して借り手の結び付けを行い、円滑化団体のJAが権利設定の手续等を全て行うシステムが構築されており、耕作放棄地の防止や縮小に寄与されています。

また、集落営農組織が、集落内のまとまった農地を耕作しているため、ブロックローテーションによる生産調整が円滑に実施できるとともに、中間管理事業に取り組んだ集落営農法人は、利用権を設定した農地の賃貸料支払い事務が簡素化され、国県の補助事業の採択も有利になっているとのことであります。

農地集積の阻害要因としては、権利の移転を縁故関係で行うケースが多いこと、宅地周辺の狭小農地の受け手がないこと、また法人化されていない集落営農組織があり、協業経営体制が脆弱な組織が多いこと等により、農地の集約化、連帯化を阻害している要因となっているとのことであります。

次に、福岡県柳川市では、行政ポイント事業導入への取り組みについて調査いたしました。

柳川市は福岡県の南筑後平野の西南端に位置し、平成17年3月21日に、柳川市、大和町及び三橋町の1市2町による合併で誕生した、行政区域面積77.15平方キロメートル、人口約6万7,500人の市であります。

柳川市における行政ポイント事業導入への取り組みについては、近年ディスカウントストア、大型郊外店舗及びコンビニエンスストアの進出や市外に本店を置く飲食店などにより、市内商店街の売り上げに大きく影響をしていることから、個々の商店街振興ではなく、全ての商店の活性化と底上げを目的に、平成25年に市内全域でのポイント事業の展開を決定し、平成26年に行政ポイント事業に関する町内プロジェクトチームを設置し、市としてポイントを付与する内容についての検討が開始され、平成27年4月には、共同組合柳川おもてなしカード会を立ち上げられ、市内統一ポイント事業「やなぼ」の誕生により、現在、約3万枚のカードの発行につながっているとのことであります。

市としては、ポイント事業「やなぼ」支援のため、単に運営補助金を出すことはせず、行政で出せるポイントをという発想から、行政ポイント事業を「やなぼ」事業のスタートと同時に開始されています。

行政ポイントの予算措置としては、全ての課にポイント付与の内容を提案していただき、要綱に基づいて審査を行った上で予算要求を行う仕組みがとられており、平成27年度予算で110万円、平成28年度、平成29年度は210万円で、商工費の報償費に計上をされています。

対象事業としては、行政の各種講座を初め、集団検診事業、市政アンケート、転入者ポイント、出生ポイント、結婚おめでとうポイントなど、28事業が実施されていました。

最後に、調査を通じて感じたことは、白石町の農地集積に向けた取り組みでは、地理的要件として、平地に優良農地が集中しており基盤整備も整然となされていることから、集約化がしやすい環境にあります。最終的には若い世代の担い手が不足している現状から、やる気のある農家数の確保と、組織をけん引するリーダーの育成が課題であると思われます。

また本町の場合、山間・迫田の中山間地域が多く、1農家当たりの耕作面積も少ない現状から、農地集積を進めるための各農家への啓発と、集落営農組織の育成及び法人化への取り組みが、今後の大きな課題になってくると感じたところであります。

また柳川市の行政ポイント事業導入への取り組みでは、各課が取り扱う幅広い行政ポイント事業の内容となっており、住民参加を必要とする各種イベント等にも、多いに効果を発揮するものと考えます。

また、顧客はポイントが付与されること、個人商店は売り上げの増加につながり、行政としては各種事業を展開する上で集客効果が望まれることから、行政ポイント事業導入のメリットは大きいと思われまます。

なお、本町が本事業に取り組むとした場合、商工会会員の一部だけでなく、町内商業者の理解がどの程度得られるかが課題であることから、運営に参加できる商店加盟数の確保と、独自の組織として運営を進めることができるのか、周知やアンケート調査を行う必要があり、事業成果を導くためには慎重な計画が必要であると感じたところであります。

以上で、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで、所管事務調査報告を終わります。

---

#### △日程第10「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第10「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

#### △日程第11「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成29年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 岩 元 涼 一